

平成21年11月19日(木) 開催

生活環境保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 生活環境保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成21年11月定例会主要事項について (生活環境部・保健福祉部)
- (2) 第7回おかやま県民文化祭「中四国文化の集いー倉敷ジャム」の開催について (生活環境部)
- (3) 「あっ晴れ!おかやま国文祭」オープニングフェスティバルステージ・ナビゲーターの募集について (生活環境部)
- (4) 平成21年度上半期における配偶者等からの暴力の現状等について (生活環境部)
- (5) 岡山県電気自動車等普及推進協議会取組方針について (生活環境部)
- (6) 新型インフルエンザ対策について (保健福祉部)
- (7) 市町村における発達障害のある人への支援の取組状況について (保健福祉部)
- (8) その他

○ 次回委員会
平成21年12月15日(火) 午前10時30分 開催

○ 閉 会

平成21年度11月補正予算額一覧表

平成21年11月19日

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(248,396) 257,600	(3,358) 3,377	(251,754) 260,977	
	B 公 共	一 般 公 共	(1,924) 35,931	(△ 91) △ 681	(1,833) 35,250
		災 害 復 旧	(12) 3,252	(349) 1,657	(361) 4,909
	事業費	国 直 轄	(3,921) 13,909	()	(3,921) 13,909
	C 国庫補助事業費	(7,384) 62,826	(12) 2,160	(7,396) 64,986	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(180,998) 225,025	()	(180,998) 225,025
		運 営 費	(23,463) 28,208	(△ 10) △ 10	(23,453) 28,198
	E 単県行政施策費		(37,071) 91,897	(397) 1,950	(37,468) 93,847
		一般会計の計	(503,169) 718,648	(4,015) 8,453	(507,184) 727,101
	特別会計の計		300,737	36	300,773
合 計		(503,169) 1,019,385	(4,015) 8,489	(507,184) 1,027,874	
企業会計の計		12,022		12,022	

()は一般財源

平成21年度11月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A) + (B)
総 務 部	(204,050) 214,821	(3,240) 3,318	(207,290) 218,139
企 画 振 興 部	(7,315) 14,963	(380) 478	(7,695) 15,441
生 活 環 境 部	(4,904) 7,631	() 51	(4,904) 7,682
保 健 福 祉 部	(81,430) 121,913	(10) 1,602	(81,440) 123,515
産 業 労 働 部	(7,361) 21,231	() 501	(7,361) 21,732
農 林 水 産 部	(18,174) 45,935	(△ 48) 682	(18,126) 46,617
土 木 部	(18,239) 78,401	(459) 1,847	(18,698) 80,248
警 察 本 部	(41,589) 46,296	(△ 26) △ 26	(41,563) 46,270
教 育 委 員 会	(117,279) 164,623	()	(117,279) 164,623
諸 局	(2,828) 2,834	()	(2,828) 2,834
合 計	(503,169) 718,648	(4,015) 8,453	(507,184) 727,101

()は一般財源

平成21年度11月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】				
款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	225,180		225,180
地方消費税清算金		36,193		36,193
地方譲与税		15,373		15,373
地方特例交付金		2,550		2,550
地方交付税		157,849		157,849
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,740	△ 3	5,737
使用料及び手数料		10,284		10,284
国庫支出金		114,739	3,500	118,239
財産収入		2,739	△ 10	2,729
寄附金		6	482	488
繰入金		26,870	1,625	28,495
諸収入		14,927	977	15,904
県	債	105,498	1,882	107,380
合	計	718,648	8,453	727,101

【歳出】				
款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議	会 費	1,517		1,517
総	務 費	49,416	3,984	53,400
民	生 費	105,103	11	105,114
衛	生 費	16,963	1,587	18,550
労	働 費	11,744		11,744
農	林 水 産 業 費	45,135	45	45,180
商	工 費	9,310	482	9,792
土	木 費	77,312	1,613	78,925
警	察 費	46,296	△ 26	46,270
教	育 費	174,848		174,848
災	害 復 旧 費	3,500	757	4,257
公	債 費	103,927		103,927
諸	支 出 金	73,377		73,377
予	備 費	200		200
合	計	718,648	8,453	727,101

生活環境保健福祉委員会資料

- 1 平成21年11月定例会主要事項について
 - (1) 平成21年度11月補正予算額 P. 1
 - (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 P. 4
 - (3) 岡山県立美術館の指定管理者の指定について P. 8
 - (4) 岡山県自然保護センターの指定管理者の指定について P. 9
- 2 第7回おかやま県民文化祭「中四国文化の集いー倉敷ジャム」の開催について P. 10
- 3 「あっ晴れ！おかやま国文祭」オープニングフェスティバル
ステージ・ナビゲーターの募集について P. 12
- 4 平成21年度上半期における配偶者等からの暴力の現状等について
..... P. 13
- 5 岡山県電気自動車等普及推進協議会取組方針について P. 15

平成21年11月19日

生活環境部

平成21年度11月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(19,051) 19,051	()	()	(19,051) 19,051	
	B 公 共	一 般 公 共	(20,350) 37,000	()	()	(20,350) 37,000
		災 害 復 旧	()	()	()	()
	事業費	国 直 轄 等	()	()	()	()
		C 国庫補助事業費	(270) 1,048,530	()	()	(270) 1,048,530
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,943,681) 1,968,840	()	()	(1,943,681) 1,968,840
		運 営 費	(1,058,602) 1,137,510	()	()	(1,058,602) 1,137,510
	E 単県行政施策費	(1,862,269) 3,420,464	()	()	(1,862,269) 3,471,656	
	一般会計の計	(4,904,223) 7,631,395	()	51,192 51,192	() 51,192	(4,904,223) 7,682,587
	特別会計の計					
合 計		(4,904,223) 7,631,395	()	()	(4,904,223) 7,682,587	
企業会計の計						

()は一般財源

平成21年度11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活性化・経済危機対策事業費		
		既定予算額	補正予算協議額	補正予算額
E		(0)	(0)	(0)
		670,118	51,192	51,192
説明	1) 環境大気測定局整備事業費		0	→ 34,625
	国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、環境大気測定局4局を新設するために要する経費			
	2) 環境保健センター機器改修事業費		0	→ 4,043
	老朽化した受電キュービクルの高圧切替器を更新する経費			
	3) 青少年総合相談センター整備事業費		0	→ 12,524
	青少年総合相談センターを岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館へ移転するために要する経費			
E分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(1,862,269)	(0)	(0)	
	3,420,464	51,192	51,192	
一般会計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(4,904,223)	(0)	(0)	
	7,631,395	51,192	51,192	

()は一般財源

債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事項名	期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
			国庫	その他	一般
岡山県立美術館管理運営委託	平成22年度から平成24年度まで	209,940			209,940

<説明>

岡山県立美術館について、公の施設の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

事項名	期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
			国庫	その他	一般
岡山県自然保護センター管理運営委託	平成22年度から平成26年度まで	567,000			567,000

<説明>

岡山県自然保護センターについて、公の施設の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

担当課 生活環境部県民生活課ほか4課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 不当景品類及び不当表示防止法に基づく物件の提出命令に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。</p> <p>2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質に関する表示に係る措置の命令及び当該命令の公表に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、不当景品類及び不当表示防止法に基づく物件の提出命令に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項口中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項ホ中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、同表の十六の項ハ中「第九条第一項」を「第九条第二項」に、「及び」を「及び物件の提出命令並びに」に改め、同表の六十五の項ニ中「第二十一条第二項」を「第二十一条の二第二項」に改め、同ニを同項ホとし、同項ハ中「第二十一条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改め、同ハを同項ニとし、同項口中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同口を同項ハとし、同項イの次に次のように加える。

ロ 法第十九条の十四第四項の規定による措置の命令及び当該命令に係る法
第十九条の十四の二の規定による公表

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、不当景品類及び不当表示防止法に基づく物件の提出命令に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

<p>もの（飲食品の品質に関する表示に係るものに限る。）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第十九条の十四第四項の規定による措置の命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表</p> <p>ハ 法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ニ 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受理</p> <p>ホ 法第二十一条の二第二項の規定による調査</p>	<p>六十六〜九十一略</p>
--	-----------------

<p>もの（飲食品の品質に関する表示に係るものに限る。）</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第二十条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ハ 法第二十一条第一項の規定による申出の受理</p> <p>ニ 法第二十一条第二項の規定による調査</p>	<p>六十六〜九十一略</p>
---	-----------------

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一（第二条関係）

一〇十四略	十五 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第四条第三項の規定による公表 ハ・ニ 略 ホ 法第十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	岡山市 倉敷
		岡山市 倉敷
十七〇六十四略	十六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略 ハ 法第九条第二項の規定による報告の徴収及び物件の提出命令並びに立入検査等	岡山市 倉敷
		岡山市 倉敷
六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる		岡山市 倉敷

旧

別表第一（第二条関係）

一〇十四略	十五 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第四条第二項の規定による公表 ハ・ニ 略 ホ 法第十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	岡山市 倉敷
		岡山市 倉敷
十七〇六十四略	十六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略 ハ 法第九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等	岡山市 倉敷
		岡山市 倉敷
六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる		岡山市 倉敷

岡山県立美術館の指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区天神町8番48号
岡山県立美術館
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区柳町二丁目4番18号
アトラクティブ大永株式会社
代表取締役 小川昌作
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(参 考)

アトラクティブ大永株式会社の概要

- (1) 設 立 昭和35年8月8日
- (2) 役 員 数 5名（代表取締役3名、取締役1名、監査役1名）
- (3) 資 本 金 6000万円
- (4) 事業内容 ①建築物の保全
②設備の運転・点検・維持管理
③建築物の環境衛生管理
④清掃・ゴミの処理
⑤警備・防災・駐車場管理
⑥廃棄物業務
⑦その他サービス業務

岡山県自然保護センターの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 和気郡和気町田賀730番地
岡山県自然保護センター
- 2 指定管理者となる団体 岡山市南区内尾665番地の1
財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 関 谷 洋 輔
- 3 指 定 の 期 間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

(参 考)

財団法人岡山県環境保全事業団の概要

- (1) 設 立 昭和49年9月28日
- (2) 役 員 数 28名（理事25名，監事3名）
- (3) 目 的 岡山県の区域において，公害防止事業，環境緑化事業，その他生活環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより，県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容 ①廃棄物の処理処分事業
②環境緑化事業，環境保全コンサルタント事業
③環境保全サービス事業，地球温暖化対策事業，循環型社会形成事業
④その他事業団の目的を達成するために必要な事業

第7回おかやま県民文化祭「中四国文化の集いー倉敷ジャム」 の開催について

中四国9県の文化交流により、文化活動の発表機会の拡充と文化意識の一層の高揚を図ることを目的として各県持ち回りで開催している「中四国文化の集い」を本年12月に倉敷市で開催する。

この機会を捉え「アートがまちを創る」をテーマとして、県民誰もが気軽に参加し、文化や芸術を楽しむことができる「倉敷ジャム」を次のとおり開催し、来年秋の「第25回国民文化祭・おかやま2010」に向けて、一層の盛り上げを図っていく。

1 中四国文化の集いー倉敷ジャム

日 程 平成21年12月19日(土)～12月20日(日)

会 場 倉敷市美観地区(倉敷川河畔、本町・東町通り周辺)、倉敷市芸文館

開会式 12月19日(土) 10時30分～、会場：倉敷物語館

2 主なプログラム

(1) 中四国文化の集い「ビッグ・バンド・ジャズフェスティバル」

日 時：12月20日(日) 13時開演(入場無料：要入場整理券)

場 所：倉敷市芸文館ホール

ジャンル：ジャズ(各県で活動するジャズオーケストラなどによる演奏)

出演団体：中四国各県から推薦のあったアマチュアバンド9団体(157人)

岡山県 カウント・ハード・ジャズ・オーケストラ(17人)

鳥取県 鳥取音楽座スペシャルユニット(6人)

島根県 T・オアシスanオーケストラ(14人)

広島県 尾道BBSクリエイション(21人)

山口県 H.C.Bカウント・エース(14人)

徳島県 ザ・サニーサイド・ジャズ・オーケストラ(29人)

香川県 SKGジャズ・オーケストラ(22人)

愛媛県 オルケスタ・セトウチ(15人)

高知県 フェイク・ジャズ・オーケストラ(19人)

(2) 倉敷ジャズストリート

日 時 12月19日(土)～20日(日) 12時～(有料：2日フリーパス前売1,000円)

会 場 倉敷市美観地区周辺のライブハウス、お寺、旅館など14会場

出演予定バンド 地元バンドと県外からの参加バンドを含め50バンド

(3) 「わたあーとぷろじえくと」

①シンポジウム

日 時 12月19日(土) 13時～(入場無料：要入場整理券)

会 場 倉敷公民館ホール

内 容 基調講演「備中綿の盛衰と起業家精神」 講師 赤井克己氏
パネルディスカッション

②現代アート展

場 所 倉敷公民館、倉敷物語館、倉敷アイビースクエア、倉敷市美観地区のギャラリー・町家等

主な出展者 倉敷市立短期大学、県立大学、川崎医療福祉大学、NPO法人
ハート・アート・おかやま、小田宏子氏、神崎佐知子氏

(4) 岡山県華道連盟華道展

場 所 倉敷市芸文館ロビー、倉敷物語館

(5) 体験型ワークショップ

①気軽にアート「わたはーと」

②ノッティングをやってみよう

③地域の食を考える ー備中産食材(冬至編)

④ " ー季節の彩り(冬至編)

⑤ " ー黍団子を食べる(郷土編)

⑥エコで遊ぼう

⑦あなたもジャズピアニスト

⑧和綿の手織り体験

(6) 備中白小豆プロジェクト

備中地域の各地で備中白小豆の栽培に取り組み、収穫された白小豆を使って新スイーツの試作・販売を予定。

「あっ晴れ！おかやま国文祭」オープニングフェスティバル ステージ・ナビゲーターの募集について

第25回国民文化祭・おかやま2010のオープニングフェスティバルに出演し、舞台の進行・転換役等を務める「ステージ・ナビゲーター」を次のとおり募集する。

1 ステージ・ナビゲーターについて

ナレーション、演技、舞踊、歌唱等ステージ上でパフォーマンスを行うとともに、出演者の集合、出番のきっかけ出し、立ち位置の指示、先導などの舞台の進行・転換役を務める。

2 応募資格

(1) 次の事項の一つ以上に関心又は経験のある方

- ①未来の岡山文化創造
- ②演劇・舞踊・ミュージカルなどの舞台表現
- ③イベントやステージの制作・進行

(2) 岡山県に在住、通勤・通学又は岡山県出身の方で、第25回国民文化祭・おかやま2010開会式・オープニングフェスティバルの当日(平成22年10月30日(土))及び事前のリハーサル等に参加できる方

(3) 15歳以上39歳までの方(平成22年4月1日現在。但し、高校生等で未成年者の場合は保護者・学校の同意が必要)、性別・国籍不問

3 募集人員

20名程度

4 募集期間

平成21年12月1日(火)～平成22年2月1日(月)

5 スケジュール

12月 1日(火)	募集開始
2月 1日(月)	募集締め切り
2月中旬	第1次審査(書類選考)
2月28日(日)	第2次審査(オーディション)
3月初め	合格発表
4月～	基礎研修・稽古
10月	合同練習・本番

平成21年度上半期における配偶者等からの暴力の現状等について

県では、配偶者暴力防止法に基づき、平成17年3月に策定した「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（平成20年7月改定）」や、平成18年3月策定の「新おかやまウィズプラン」により、配偶者等からの暴力（DV）のない社会をめざし、各種の普及啓発活動や被害者保護等に取り組んでいる。

また、11月12日から25日まで、国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の期間であることから、この期間を中心に様々な研修会や啓発活動を行っている。

1 配偶者等からの暴力に関する相談・一時保護等の状況

(1) 相談の状況

(単位：件)

相談機関名	H18年度	H19年度	H20年度		H21年度
			4～9月		4～9月（前年同期比）
女性相談所	703	614	741	361	444 <123.0>
男女共同参画推進センター（ウィズセンター）	619	593	639	303	305 <100.7>
岡山市男女共同参画相談支援センター	858	1,139	1,324	698	673 <96.4>
倉敷市男女共同参画推進センター	—	—	—	—	91 <—>
警察本部・警察署	375	373	516	227	333 <146.7>
計	2,555	2,719	3,220	1,589	1,846 <116.2>

(2) 一時保護等の状況

① 一時保護の状況（夫（内縁を含む）の暴力（DV）によるもの）

(単位：人)

項目	H18年度	H19年度	H20年度		H21年度
			4～9月		4～9月（前年同期比）
要保護女子数	59	55	68	37	43 <116.2>
同伴児童（18歳未満）	53	73	91	47	47 <100.0>

② 保護命令の状況

(単位：件)

項目	H18年度	H19年度	H20年度		H21年度（前年同期比）
			4～9月		4～9月
裁判所の保護命令件数	41	37	59	28	41 <146.4>

2 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援への取組

(1) 講演会・研修会等の開催

① 一般対象

- ・ ストップDV講座〔H21年11月7日(土)〕
「DVの心理」について、小倉千加子さん(心理学者)の講演
- ・ デートDV講演会〔H21年12月9日(水)〕
県立大学で、「『デートDV』って何?」について、中島幸子さん(NPOレジリエンス代表)を公開講座として開催
- ・ 人権研修会〔H21年11月～12月〕
DVに関する研修会を3県民局で開催

② サポーター・相談員対象

- ・ DV被害者サポーター養成講座〔H21年9月～11月〕
DV被害者の直接支援や啓発活動を行うサポーターの養成のための講座を笠岡市で開催(5日間全10講座)
- ・ 相談員研修会
事例検討・相談対応に必要な知識の習得、メンタルヘルスケア

③ 医療関係者対象〔H21年7月～H22年3月〕

- 「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」により医療関係者への研修会を11か所で開催(予定も含む)

(2) 啓発活動

① デートDV防止啓発パネル展

- 県立大学祭会場内で、デートDV防止啓発パネルの展示
- ・ 実施日 H21年11月7日(土)

② ラジオスポットCM

- デートDV防止スポットCM放送
- ・ 期間 H21年11月12日(木)～25日(水)

③ DV防止啓発用DVDの放映・パネル展

- 県庁1階県民室で、DVDを放映及びパネル展示
- ・ 期間 H21年11月2日(月)～30日(月)
- ※ パネル展示は11月18日(水)～30日(月)



デートDV防止啓発パネル展(県立大学)

岡山県電気自動車等普及推進協議会取組方針について

このたび、標記協議会において、電気自動車普及に向けた取組方針を次のとおり決定した。

協議会の各構成団体は、この方針に沿って自主的な取組を進めるとともに、それぞれの関係団体等に働きかけを行い、県内各地域で広く取組を推進する。

1 導入支援

(1) 導入促進補助制度

国に対し電気自動車導入補助制度の拡充を要望するとともに、県及び市町村に対して電気自動車導入補助の実施を要請する。

(2) 税制上の優遇措置

優遇措置の継続拡充を要望するとともに、県及び市に対して新たな優遇措置の導入を要請する。

ただちに取組むべき事項 導入補助（県、市町村）

できるだけ早期に取組むべき事項 税制上の新たな優遇措置

（県：自動車税、市町村：軽自動車税）

マイカーローン金利低減の協力要請 等

2 率先導入

協議会構成団体等が自ら率先して導入を図るとともに、関係団体等へ導入促進に向けた呼びかけを行う。また、レンタカー、タクシーへの導入促進の呼びかけを行う。

ただちに取組むべき事項 自らの率先導入、関係先への呼びかけ

3 充電インフラの整備

協議会構成団体自らの率先導入に努めるとともに、関係団体等へ働きかけ、一般開放に向けた呼びかけを行う。

民間事業者等による設置促進を目的に、県及び市町村に対し充電インフラ導入補助の実施を要請する。

ただちに取組むべき事項 充電設備の整備と一般開放、関係先への呼びかけ
充電設備の整備への支援（県、市町村）

EVサポートメンバーの募集、登録、公表

できるだけ早期に取組むべき事項 充電拠点マップの作成、公表

4 一般消費者へのインセンティブの付与

駐車場利用料軽減・優遇措置等、構成団体でそれぞれが実施可能な方策を検討するとともに、関係先へもインセンティブの検討を呼びかける。

ただちに取組むべき事項 駐車場利用の優遇措置、関係先への呼びかけ

できるだけ早期に取組むべき事項 駐車場の利用料軽減（県、市町村）

5 普及啓発

協議会として普及啓発を実施するほか、構成団体にとどまらず、広く普及啓発事業が実施されるよう呼びかけを行う。

ただちに取組むべき事項 広報媒体による啓発、保有車輛を活用した展示会、試乗会の開催

できるだけ早期に取組むべき事項 保有車輛を活用したカーシェアリング

岡山県電気自動車等普及推進協議会の概要

1 設置目的等

(1) 目的

電気自動車等の普及・導入に向けての取組を推進することを目的とする。

(2) 活動事項

- ① 電気自動車等の普及啓発
- ② 電気自動車等の普及推進方策の検討
- ③ 電気自動車等に関する情報の収集と提供
- ④ その他電気自動車等の普及推進に必要な活動

2 設置年月日

平成21年4月22日

3 協議会委員

阿 部 宏 史	岡山大学大学院環境学研究科研究科長
井 上 堅太郎	岡山理科大学総合情報学部教授
岡 本 輝代志	岡山商科大学学長補佐
岡 崎 彬	岡山県商工会議所連合会会長
中 島 基 善	社団法人岡山経済同友会代表幹事
槌 田 修	社団法人岡山県自動車整備振興会会長
仁 科 喜佐男	岡山流通情報懇話会会長
武 田 久 和	イオンモール株式会社イオンモール倉敷ゼネラルマネージャー
井 上 一 男	中国電力株式会社執行役員岡山支社長
加 藤 英 治	三菱自動車工業株式会社執行役員水島製作所長
小 野 勝 行	株式会社リコムエナジージャパン代表取締役社長
古 屋 伸 一	株式会社明電舎岡山営業所長
生 越 晴 茂	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
石 井 繁 次	中国運輸局岡山運輸支局長
徳 丸 久 衛	中国四国地方環境事務所長
高 木 直 矢	岡山県市長会会長
重 森 計 己	岡山県町村会会長
高 谷 茂 男	岡山市長
伊 東 香 織	倉敷市長
片 岡 聡 一	総社市長
石 井 正 弘	岡山県知事
福 田 伸 子	岡山県生活環境部長
西 本 善 夫	岡山県産業労働部長
松 村 誠	岡山県警察本部交通部長

(24名)

2009.12.20 Sun.
13:00-

倉敷市芸文館ホール

文化庁『地域文化芸術振興プラン』
第7回おかやま県民文化祭



BIG BAND JAZZ FESTIVAL

出演バンド

- カウント・ハード・ジャズ・オーケストラ (岡山県)
- 鳥取音楽座スペシャルユニット (鳥取県)
- T- オアシス an オーケストラ (鳥根県)
- 尾道 BBS クリエーション (広島県)
- H.C.B カウント・エース (山口県)
- ザ・サニーサイド・ジャズ・オーケストラ (徳島県)
- SKG ジャズ・オーケストラ (香川県)
- オルケスタ・セトウチ (愛媛県)
- フェイク・ジャズ・オーケストラ (高知県)



募集数 **先着200組**
 締切 2009.11.20 Fri.
 応募方法 郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望枚数(4枚まで)を記入のうえ、はがき又はFAX、電子申請で〒700-8570(郵便番号だけで届きます。)岡山県文化振興課内
 送付先 **おかやま県民文化祭実行委員会事務局**
 tel 086-226-7903 fax 086-233-5720
 電子申請 岡山県庁文化振興課のホームページから
 検索 倉敷ジャム でも見つかります。



第18回中四国文化の集い ~倉敷ジャム~

◆主催 文化庁 / 中四国各県 / 中四国各県教育委員会 / おかやま県民文化祭実行委員会
◆共催 倉敷市 / 倉敷市文化連盟 / 倉敷市文化振興財団

同時開催 岡山県華道連盟華道展 12/19-20

倉敷市芸文館、倉敷物産館



シンポジウム 備中綿の盛衰と起業家精神

日時 平成21年12月19日(土) 13:00
会場 倉敷公民館ホール (倉敷市本町2-21)

備中地域は、古くから綿の栽培が盛んだったことから、繊維のまちが数多く存在します。しかし、国際的な価格競争の激化などにより衰退の一途をたどっているのが現状です。
こうした中、昨今の自然志向や環境保護の流れのなか、オーガニック綿が高い注目を集めているほか、各地で在来種(備中綿や元緑綿など)と思われる和綿の保存活動が地道に続けられています。また、紡績や織物で栄えた当時は偲ばせる製綿機や自動織機など産業遺産ともいべき機械類が現役で稼働している貴重な工場がまだまだ残っています。
今回のシンポジウムでは、備中地域における綿の歴史と地域との関わりなどを検証することにより、『備中綿の再生』をキーワードに、「綿を地域産業として復活させることが可能かどうか」、また、「綿を手がかりとしたまちづくりを行うにはどうしたらいいか」などについて語ります。

基調講演 赤井克己



1934年岡山県瀬戸町生まれ。神戸大経営学部卒。
58年山陽新聞社入社。編集局長、常務、専務を経て、98年山陽印刷社長。02年同社長を退任と同時にハワイ・日米経営学研究所に留学。国際ビジネスを学ぶ。英検1級、国連英検A級。著書に『67歳前社長のビジネス留学』(私家版)『おかやま雑学ノート』(第1集～第6集=吉備人出版)『瀬戸内の経済人』(同)など。
岡山市北区栢谷在住。



パネルディスカッション 「備中綿再生プロジェクト」

パネリスト

- 原田 力 備中綿研究会会長(倉敷市)
- 涼苗 一竹 備中綿研究会会長(倉敷市)
- 近藤 二雄 タオル美術館 ICHIHIRO 副館長(愛媛県今治市)
- 片山真一郎 株式会社ショーワ代表取締役社長(倉敷市)
- 大島 康弘 株式会社ベティスミス代表取締役社長(倉敷市)

コーディネーター

- 大久保憲作 株式会社エフエムくらしき代表取締役(倉敷市)



鑑賞者募集中

募集数 先着 100組
締切 2009.11.20 Fri. もしくは募集数に達したとき
応募方法 郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望枚数(4枚まで)を記入のうえ、はがき又はFAX、電子申請で
送付先 〒700-8570 (郵便番号だけで届きます。)
岡山県文化振興課内

おかやま県民文化祭実行委員会事務局

tel 086-226-7903 fax 086-233-5720

電子申請 岡山県庁文化振興課のホームページから

- ◆主催 岡山県/おかやま県民文化祭実行委員会
- ◆主管 倉敷ジャム企画運営委員会
- ◆共催 倉敷市/倉敷市文化連盟/倉敷市文化振興財団
- ◆後援 山陽新聞社/岡山日日新聞新社/AMK 岡山放送局/RSK 山陽放送/OHK 岡山放送/WBC 西日本放送/KSB 瀬戸内海放送/TSC テレビせとてち/倉敷市/岡山県/岡山県民文化祭実行委員会



ART EVENT
W  R K

S H  P

参加者募集

おかやま県民文化祭特別事業
「倉敷ジャム」が
倉敷市美観地区一帯で開催されます
倉敷市芸文館ホールでは
中四国文化の集い
「BIG BAND JAZZ FESTIVAL」が開催されるほか
「KURASHIKI JAZZ STREET」や「わたあへとぶるじえくと」も開催されます
このほか、参加体験型のイベントも多数用意しました
「アートがまちを創る」あなたも参加しませんか
多彩なプログラムから興味あるものを選んで応募してください
きっと楽しくて貴重な時間になること間違いありません

スペシャルプログラム

KURASHIKI JAZZ STREET

県内外から50バンドが出演します。
初のジャズストは、ライブハウスをはじめ旅館やお寺、美術館など14会場で開催します。



日時 12月19日(土)・20日(日)
12:00～
会場 倉敷市美観地区(倉敷川河畔及び本町・東町通り周辺)
入場券 2dayフリーパス…
前売券 1,000円
当日券 1,200円
1dayフリーパス…
前売券 700円
当日券 800円
主催 倉敷ジャム企画運営委員会
お問合せ先 岡山県文化振興課
TEL: 086-226-7903

シンポジウム 備中綿の盛衰と起業家精神

綿で栄えた備中地域。「おかやま雑学ノート」でおなじみの赤井克己氏の織物産業の秘話にも触れながらの基調講演に続き、「備中綿再生プロジェクト」と題して、パネルディスカッションを行います。
日時 12月19日(土) 13:00～
会場 倉敷公民館ホール
入場整理券 先着100組(1人4枚まで)
主催 倉敷ジャム企画運営委員会
お問合せ先 岡山県文化振興課
TEL: 086-226-7903

中四国文化の集い ビッグバンドジャズ フェスティバル

中四国各県のジャズバンドが集結。熱いパフォーマンスを展開します。
文化庁「地域文化芸術振興プラン」
日時 12月20日(日) 13:00～
会場 倉敷市芸文館ホール
入場整理券 先着200組(1人4枚まで)
※空席がある場合、ジャズスト・フリーパスで入場可
主催 倉敷ジャム企画運営委員会
お問合せ先 岡山県文化振興課
TEL: 086-226-7903

参加体験プログラムメニュー

詳細は 検索 倉敷ジャム

当日受付が可能なものも多数あります。詳しい情報は、web検索「倉敷ジャム」でご確認を。

当日受付が可能なものも多数あります。詳しい情報は、web検索「倉敷ジャム」でご確認を。

1 気軽に “わたしと” アート

美術家小田宏子さんと楽しくアートに挑戦。親子で参加可能。出来上がった作品は12/19-20 にギャラリー十露において作品展を開催します。作品は展示後にお渡しします。

参加費 無料
集合場所 倉敷物語館 **締切 11月9日**
募集人数 各回 20人
開催日時 11/14 日・15 日 13:30～
所要時間 2時間
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会

2 ノッティングを やって みよう

倉敷本染手織研究所 石上梨影子氏が講師をする本格的なワークショップです。4週連続講座となっており、すべてに出席する必要があります。

締切 11月16日
参加費 2,000円
集合場所 初回のみ備中県民局
募集人数 20人
開催日時 11/28 日 10:00～(12/5,12/19 日の各回)
所要時間 6時間
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会

3 気軽に “わたしと” アート

美術家小田宏子さんと楽しくアートに挑戦。親子で参加可能。出来上がった作品はギャラリー十露において作品展を開催します。作品は展示後にお渡しします。

参加費 無料
集合場所 ギャラリー十露
募集人数 各回 10人
開催日時 12/19 日 ①10:30- ②13:30-
所要時間 1時間30分程度
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会

4 地域の食を考える①

備中産食材(冬至編)
備中産のお米を粉にしました。この米粉を使ってパンを作ります。備中白小豆、黒大豆などの地元産食材も使います。

参加費 500円
集合場所 倉敷公民館調理室
募集人数 24人(エプロン、三角布持参)
開催日時 12/19 日 10:00～
所要時間 4時間
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会

5 地域の食を考える②

季節の彩り(冬至編)
米粉を使って、柚子上用まんじゅうと白小豆団子を作ります。講師には総社の御菓子司“備庵”店主をお迎えします。

参加費 500円
集合場所 倉敷公民館調理室
募集人数 24人(エプロン、三角布持参)
開催日時 12/20 日 13:30～
所要時間 2時間
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会
共催 NPO法人吉備野工房ちみち

6 エコで遊ぼう!!

エコキャンドル、エコ楽器をつくろう!
エコキャンドルは冬至の日に灯してみよう。エコ楽器ができればジャズにトライ!!

参加費 無料
集合場所 倉敷公民館
募集人数 各回 15人
開催日時 12/19 日 ①13:00- ②15:00-
12/20 日 ③11:00- ④13:00- ⑤15:00-
(①、③、④はエコキャンドル、②、⑤はエコ楽器)
所要時間 1時間
主催者 環境学習センター「アスエコ」

7 あなたもジャズピアニスト

ジャズバンドのメンバーとしてステージデビュー! くらしき作陽音大白濱俊宏先生とジャズ仲間が楽しく手ほどきをします。音楽経験がなくても大丈夫。エコ楽器での参加もOK!!

参加費 親子で 500円
集合場所 倉敷公民館ホール前
募集人数 12/19 日 10組、20 日 5組
開催日時 12/19 日、20 日 両日とも 16:00～
所要時間 1時間程度
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会

8 地域の食を考える③

黍団子を食べる(郷土編)
黍団子や黍餅を作ります。団子とお餅はどう違う!?。このほか、白小豆のぜんざいや甘酒もあります。

参加費 無料
開催場所 本町通り東詰め
募集人数 当日随時受付
開催日時 12/19 日、20 日 両日とも 11:00～
主催者 備中国地域づくり交流会、倉敷伝建地区を守り育てる会、倉敷町家トラスト

9 和綿の手織り体験

和綿の綿繰り、弓打ち、糸紡ぎ、機織り体験ができます。備中綿、元禄綿を守り育てている方々が道具の使い方を教えてください。

参加費 無料
開催場所 倉敷公民館
募集人数 当日随時受付
開催日時 12/19 日、20 日 両日とも 10:00～16:00
主催者 倉敷ジャム企画運営委員会

上記から希望するプログラムを選んでお申し込みください。参加費用は当日持参してください。

※右欄に必要事項を記入の上、郵送又はfaxでお申し込みください。電子申請も可能です。 検索 倉敷ジャム

- 希望日、開始時間に○を記入
- 子供だけの参加は不可
- 申込先

〒700-8570(住所記載不要)
岡山県生活環境部文化振興課内
おかやま県民文化祭実行委員会事務局
倉敷ジャム企画運営委員会 宛
Fax 086-233-5720

募集締切 11月30日(月)
ただし①は11月9日、②は11月16日
ですので注意してください。

お問い合わせ先 086-226-7903

住所 〒	番号	希望日	開始時間
電話 ☎	1	11/14・15	13:30
申込人 (参加者)	2	11/28	10:00
参加者	3	12/19	10:30・13:30
参加者	4	12/19	10:00
参加者	5	12/20	13:30
参加者	6	12/19	13:00・15:00
参加者		12/20	11:00・13:00・15:00
参加者	7	12/19・20	16:00
	8・9	当日受付のみです。	

生活環境保健福祉委員会資料

1. 平成21年11月定例会主要事項について

- (1) 平成21年度11月補正予算額 P. 1
- (2) 岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例 P. 6
- (3) 岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の指定について P. 11
- (4) 知事の専決処分した予算について P. 12

2. 新型インフルエンザ対策について P. 15

3. 市町村における発達障害のある人への支援の取組状況について P. 19

平成21年11月19日
保 健 福 祉 部

平成 21 年度 11 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(64,773,693) 68,569,674	()	()	(64,773,693) 68,569,674	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	() 1,620	(681) 4,462	(681) 4,462	(681) 6,082
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(4,413,996) 39,234,169	(8,753) 1,586,769	(8,753) 1,586,769	(4,422,749) 40,820,938	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(5,376,244) 5,639,973	()	()	(5,376,244) 5,639,973
		運 営 費	(1,502,083) 1,676,217	()	()	(1,502,083) 1,676,217
	E 単県行政施策費	(5,364,836) 6,792,122	() 10,596	() 10,596	(5,364,836) 6,802,718	
	一般会計の計		(81,430,852) 121,913,775	(9,434) 1,601,827	(9,434) 1,601,827	(81,440,286) 123,515,602
	特別会計の計		343,583			343,583
合 計		(81,430,852) 122,257,358	(9,434) 1,601,827	(9,434) 1,601,827	(81,440,286) 123,859,185	

()は一般財源

平成21年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	社会福祉施設等災害復旧費		
B	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	() 1,620	(681) 4,462	(681) 4,462	
説明	社会福祉施設等災害復旧費 1,620 → 6,082 台風第9号に伴う災害により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧 に対する補助			
B分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	() 1,620	(681) 4,462	(681) 4,462	
分類	事項名	医療施設等施設整備費		
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	() 2,411,402	() 1,561,703	() 1,561,703	
説明	医療施設耐震化臨時特例基金積立金 1,906,669 → 3,468,372 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の 耐震化を促進するため、国から交付される医療施設耐震化臨時特例 交付金を「医療施設耐震化臨時特例基金」に追加積立てするもの			

()は一般財源

平成21年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	新型インフルエンザ対策推進費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(619,078) 1,492,407	(8,753) 25,066	(8,753) 25,066
説明	1. 入院対応医療機関設備等整備事業 64,150 → 89,960 新型インフルエンザ患者入院対応医療機関が行う陰圧病床の整備及び感染症外来協力医療機関が行う院内感染防止のための設備整備に対する助成		
	2. 発熱外来医療支援事業 10,176 → 9,432 感染症外来協力医療機関が行う院内感染防止のための個人防護具整備に対する助成		
C分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(4,413,996) 39,234,169	(8,753) 1,586,769	(8,753) 1,586,769
分類	事項名	岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金積立金	
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	() 565	() △ 364	() △ 364
説明	基金運用益積立金 565 → 201 岡山県財政構造改革プランに掲げる歳入の確保の「特定目的基金の整理」に基づく基金の廃止に伴うもの		

()は一般財源

平成21年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活性化・経済危機対策事業費		
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	(226,574)	(10,960)	(10,960)	
説明	県立福祉施設等施設改修費 166,076 → 177,036 行財政構造改革大綱2008に掲げた、相談機能を有する公の施設の集約化に伴い、中央児童相談所の会議室等を改修するもの			
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	(5,364,836)	()	()	
	6,792,122	10,596	10,596	
一般会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
の計	(81,430,852)	(9,434)	(9,434)	
	121,913,775	1,601,827	1,601,827	
合計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	(81,430,852)	(9,434)	(9,434)	
	122,257,358	1,601,827	1,601,827	

()は一般財源

債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	岡山県南部健康づくりセンター管理運営委託			
期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
		国 庫	その他	一 般
平成22年度から 平成24年度まで	324,267千円		109,263	215,004

岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例案要綱

提案課 総務部財政課ほか3課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 次の条例を廃止する。</p> <p>(1) 岡山県長期投資準備基金条例</p> <p>(2) 岡山県科学技術振興基金条例</p> <p>(3) 岡山県市町村振興基金条例</p> <p>(4) 岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金条例</p> <p>(5) 岡山県生業・修学資金貸付基金条例</p> <p>2 岡山県財政調整基金条例及び決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部改正</p> <p>決算剰余金のうち岡山県財政調整基金に積み立てることとされている額の目途となる額を次のように改める。</p> <p>決算剰余金の5分の4に相当する額（現行5分の2）</p> <p>ただし、平成22年度までの間においては、決算剰余金の5分の2に相当する額（現行5分の1）</p>
提案理由	<p>岡山県長期投資準備基金等の対象となる事業の必要性の低下等により設置の意義が希薄となったため、同基金等を廃止する等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成21年度11月補正予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県長期投資準備基金条例等を廃止する等の条例

(岡山県長期投資準備基金条例等の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 岡山県長期投資準備基金条例 (昭和五十四年岡山県条例第十三号)
- 二 岡山県科学技術振興基金条例 (平成元年岡山県条例第十八号)
- 三 岡山県市町村振興基金条例 (昭和五十四年岡山県条例第十四号)
- 四 岡山県児童交通災害防止対策等施設建設基金条例 (昭和四十四年岡山県条例第十五号)
- 五 岡山県生業・修学資金貸付基金条例 (昭和三十九年岡山県条例第三十七号)

(岡山県財政調整基金条例の一部改正)

第二条 岡山県財政調整基金条例 (昭和四十八年岡山県条例第十二号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五分の二」を「五分の四」に改める。

(決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 決算剰余金の処理の特例に関する条例 (平成十四年岡山県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

第二条中「五分の二」とあるのは「五分の一」と、岡山県長期投資準備基金条例 (昭和五十四年岡山県条例第十三号) 第二条第一号中「五分の二」とあるのは「五分の一」を「五分の四」とあるのは「五分の二」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十二年一月二十九日から施行し、第二条の規定による改正後の岡山県財政調整基金条例の規定及び第三条の規定による改正後の決算剰余金の処理の特例に関する条例の規定は、平成二十年度以降の一般会計決算上生じた剰余金 (当該年度に生じた剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除したものをいう。) について適用する。

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正)

- 2 貸付金の返還免除に関する条例 (昭和四十一年岡山県条例第七号) の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第二条の二を第二条とし、第二条の三を第二条の二とする。

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第一条の規定による廃止前の岡山県生業・修学資金貸付基金条例に基づき貸し付けられた貸付金の返還に係る債務の免除については、なお従前の例による。

提案理由

岡山県長期投資準備基金等の対象となる事業の必要性の低下等により設置の意義が希薄となったため、同基金等を廃止する等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

岡山県財政調整基金条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>（積立て）</p> <p>第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 前年度の一般会計決算上生じた剰余金（当該年度において新たに生じた剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除したものをいう。）の五分の四に相当する額を用途に歳出予算に定める額</p> <p>二 略</p>	<p>（積立て）</p> <p>第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 前年度の一般会計決算上生じた剰余金（当該年度において新たに生じた剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除したものをいう。）の五分の二に相当する額を用途に歳出予算に定める額</p> <p>二 略</p>

決算剰余金の処理の特例に関する条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>（岡山県土地開発基金への積立て等）</p> <p>第二条 特例期間における各年度においては、岡山県土地開発基金条例第二条第二項の規定によるほか、当該各年度の前年度の決算剰余金の二分の一に相当する額を用途に歳出予算に定める額を、岡山県土地開発基金に積み立てるものとする。この場合において、岡山県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十五年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、岡山県財政調整基金条例（昭和四十八年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の四」とあるのは「五分の二」とする。</p>	<p>（岡山県土地開発基金への積立て等）</p> <p>第二条 特例期間における各年度においては、岡山県土地開発基金条例第二条第二項の規定によるほか、当該各年度の前年度の決算剰余金の二分の一に相当する額を用途に歳出予算に定める額を、岡山県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十五年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、岡山県財政調整基金条例（昭和四十八年岡山県条例第十二号）第二条第一号中「五分の二」とあるのは「五分の三」と、岡山県長期投資準備基金条例（昭和五十四年岡山県条例第十三号）第二条第一号中「五分の二」とあるのは「五分の一」とする。</p>

岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区平田408番1
岡山県南部健康づくりセンター
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区平田408番1
財団法人岡山県健康づくり財団
理事長 井戸俊夫
- 3 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(参 考)

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

財団法人 岡山県健康づくり財団の概要

- (1) 設 立 平成3年8月1日
- (2) 役 員 数 27名（理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常任理事4名、理事17名、監事2名）
- (3) 目 的 県民の総合的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見、結核及び一般医療、生活環境の保全に必要な事業等の活動を行い、もって県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容
 - ① 健康づくり及び結核、がん、循環器疾患等の予防に関する知識の普及啓発及び調査研究
 - ② 健康づくりの実践活動に対する指導及び援助
 - ③ 結核、がん、生活習慣病等の健康診査
 - ④ 保健及び医療に関する情報の収集及び提供
 - ⑤ 保健医療従事者及び健康づくり指導者の養成及び研修
 - ⑥ 結核及び呼吸器疾患を中心とする医療
 - ⑦ 保健及び医療に関する臨床検査
 - ⑧ 食品衛生に関する試験検査
 - ⑨ 浄化槽法定検査事業
 - ⑩ 飲料水水質の試験検査
 - ⑪ 簡易専用水道検査事業
 - ⑫ 環境計量証明事業
 - ⑬ その他生活環境の保全に関する試験検査
 - ⑭ 食鳥検査事業
 - ⑮ 財団法人予防医学事業中央会、財団法人結核予防会、財団法人日本対がん協会、財団法人日本寄生虫予防会、恩賜財団母子愛育会の岡山県支部又は岡山支局としての事業
 - ⑯ 岡山県南部健康づくりセンターの管理運営の受託
 - ⑰ その他上記の目的を達成するために必要な事業

知事の専決処分した予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年10月19日別紙のとおり平成21年度岡山県一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

（参 考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

平成21年度岡山県一般会計補正予算（第4号）

平成21年度岡山県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額717,900,855千円に歳入歳出それぞれ747,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718,648,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年10月19日専決

岡山県知事 石 井 正 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

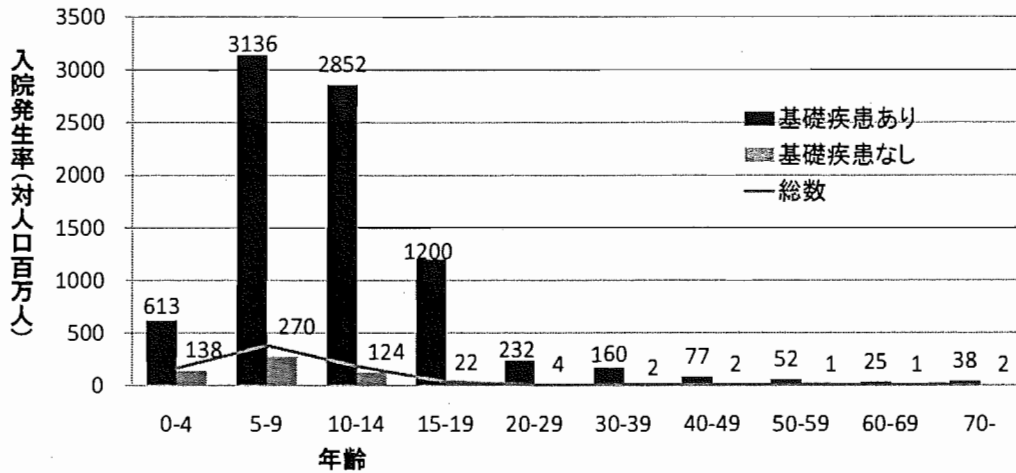
款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 157,600,000	千円 249,075	千円 157,849,075
	1 地方交付税	157,600,000	249,075	157,849,075
9 国庫支出金		114,240,617	498,150	114,738,767
	2 国庫補助金	74,821,926	498,150	75,320,076
歳入合計		717,900,855	747,225	718,648,080

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 16,216,500	千円 747,225	千円 16,963,725
	1 公衆衛生費	8,139,569	747,225	8,886,794
歳出合計		717,900,855	747,225	718,648,080

年齢階級別・基礎疾患の有無別の入院発生率(推計)

年齢階級別入院患者数(人)／年齢階級別対象人口(推計)(人)

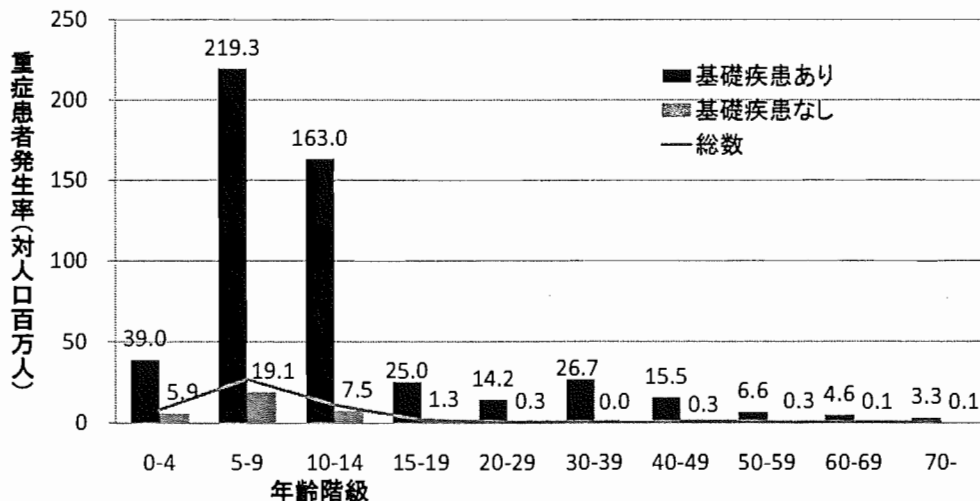


※年齢階級別入院患者数は、7月28日時点で入院中の患者または7月29日以降11月3日までに入院した患者の累計数
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)年齢(5歳階級)男女別,総務省統計局
 「平成17年患者調査」,厚生労働省大臣官房統計情報部
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

年齢階級別・基礎疾患の有無別の重症患者発生率(推計)

年齢階級別重症患者数／年齢階級別対象人口(推計)
 重症患者の定義:脳症または人工呼吸器使用



※年齢階級別重症患者数は、7月28日時点で重症の患者または7月29日以降11月3日までに重症と確認された患者の累計数
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)年齢(5歳階級)男女別,総務省統計局
 「平成17年患者調査」,厚生労働省大臣官房統計情報部
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

2 岡山県新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

(1) 改定の趣旨

21年2月に国が、科学的知見の蓄積や20年4月の感染症法の改正を踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画（17年12月策定）」を抜本的に改定したことを受け、本県の行動計画（17年12月策定）を抜本的に見直した。

(2) 対策の基本方針

新型インフルエンザ対策を社会全体の危機管理対策として位置づけた。

〔旧計画の目的〕

新型インフルエンザの感染拡大を最小限にとどめる。

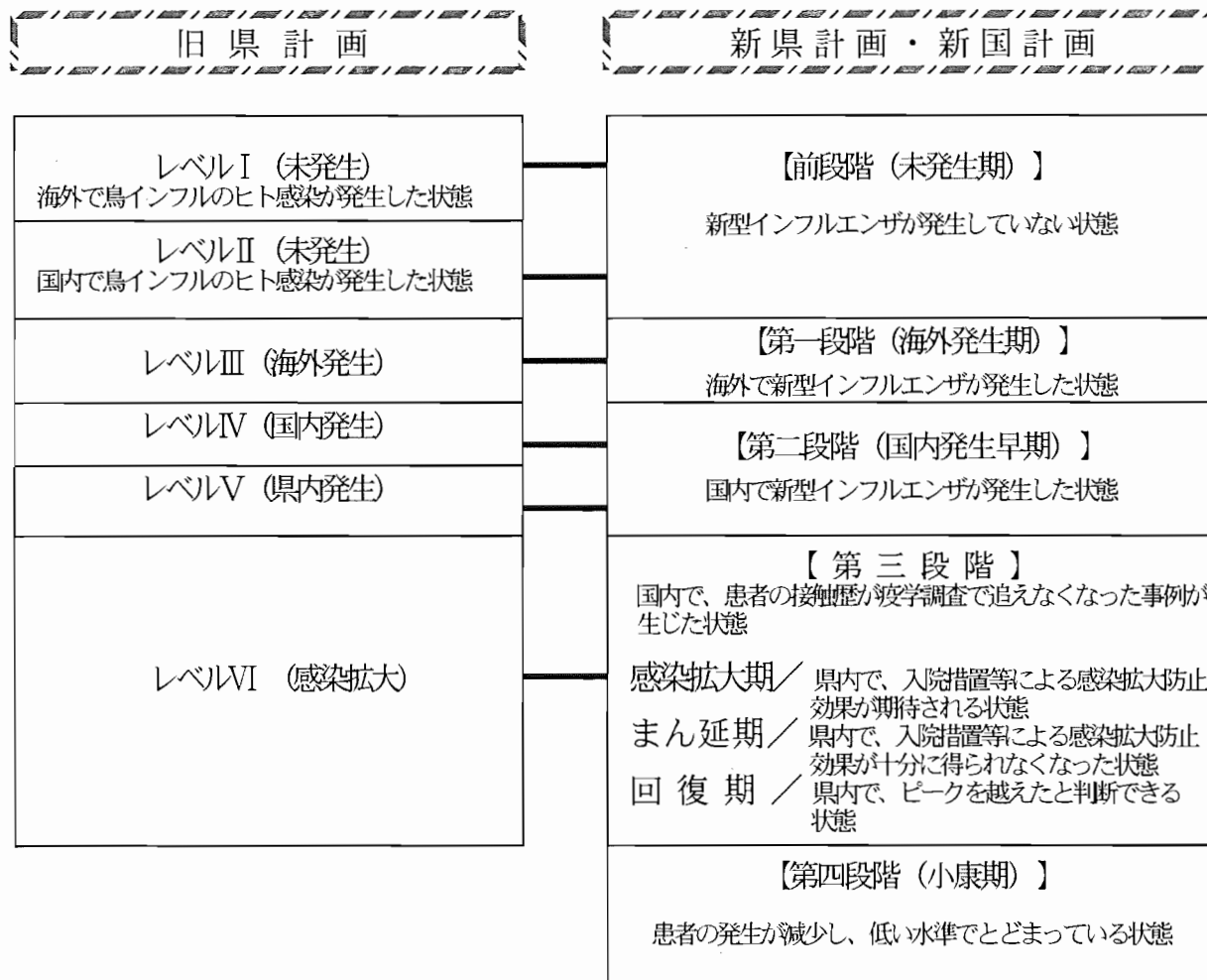
〔新計画の目的〕

I 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

II 最低限の県民生活が維持できるよう必要な社会・経済機能を保持する。

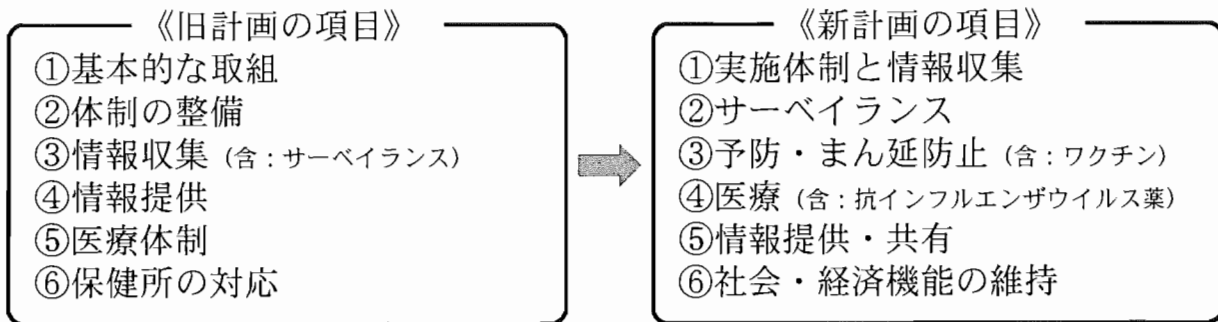
(3) 段階の設定

発生・流行の段階を国の行動計画と整合させた。



(4) 具体的な対策

具体的な対応策の項目を、計画目標に沿った対策が進められるものとした。



(5) 計画の実施等

この行動計画は、強毒型を想定しているが、本計画の実施に当たっては、実際に発生する新型インフルエンザの病原性や感染力等から予想される被害の大きさに応じて対策を緩和するなど、柔軟に行うこととした。

市町村における発達障害のある人への支援の取組状況について
(調査結果報告)

1. 調査の概要

(1) 趣旨

市町村における発達障害のある人の支援体制の現状を把握、評価し、今後の体制整備の参考とするとともに、県による体制整備支援事業の効果的な実施を図る。

(2) 調査対象

県内全市町村（政令市を除く。対象数26団体）

(3) 調査方法

書面調査（26団体）及び訪問による聞き取り調査（10団体）

(4) 実施時期

平成21年6月～9月

2. 調査結果

(1) 主な調査項目

- (ア) 相談窓口に関すること。
- (イ) 早期発見・早期療育のための取組に関すること。
- (ウ) 関係機関との連携に関すること。
- (エ) 住民の理解促進のための取組に関すること。
- (オ) 個別支援計画の作成に関すること。
- (カ) その他一貫した支援体制づくりに向けた取組に関すること。

(2) 概要

(別冊参照)

(3) まとめ

(ア) 市町村における支援体制の現状

- ・ 保健、福祉、教育の各部門で取り組んでいるが、部門間相互の連携がなされていない。
- ・ 具体的な支援は、療育等の専門機関、自立支援協議会、指定相談事業者等が中心となり、実施している現状がある。
- ・ 発達障害のある人への支援を担える人材は絶対的に不足している状況の中で、保健師、保育士等業務の上で支援に当たる可能性のある職員に専門的な知識の習得が求められている。

- ・ 総合的なコーディネートを行える人材が不足している。

(イ) 市町村の課題認識

- ・ いずれの市町村でも発達障害について今日的な行政の課題との認識度は高い。
- ・ 一方、その課題認識は、行政の各部門内に止まっており、部門間での協議や検討を行う場の必要性を感じている。
- ・ 保健活動、保育の場での早期発見及びこれを療育に繋げること、教育現場での支援に施策の重点が置かれている。
- ・ 発達障害のある人への支援に関して、住民に身近な市町村が地域生活支援の主役になるべきであるという認識が十分に共有されていない。

(ウ) 今後の市町村支援の方向性（県の役割）

- ・ 地域生活支援の視点から総合的な支援ができる体制づくりについて助言する。
この場合において、行政（役所）内部の連携強化、自立支援協議会の活用、新たな検討組織づくりなど多様な選択肢を用意し、当該市町村に適した方法が選択できるようにする。
- ・ 支援体制の中核を担う人材の育成又はこれをサポートする。
- ・ 当面、市町村が即戦力として期待している保健師、保育士のスキルアップを支援する。
- ・ 一般的な啓発については、重複等为避免、ターゲットを絞った効果的な事業実施が図れるよう役割分担の視点をもって協働する。

3. 市町村支援体制サポート事業

本調査及び市町村の希望に基づき5団体を選定し、市町村における発達障害のある人の支援体制整備について具体的な助言等を行う。

(1) 対象市町村

瀬戸内市、吉備中央町、美咲町、鏡野町、西粟倉村

(2) サポート内容（例）

- ・ 関係部署の役割分担や連携などを検討する庁内会議に出席し、支援体制整備のために必要な検討の視点について提案する。
- ・ 保育士等に対する現地研修の企画から実施までの支援を行う。
- ・ ライフステージに沿った支援に必要な個別支援計画の作成に対する助言を行う。
- ・ 関係機関が連携し、支援体制を協議・検討する場としての自立支援協議会専門部会などの立ち上げを支援する。

市町村における発達障害のある人への支援の取組状況について
(調査結果報告)

平成21年11月

岡山県保健福祉部障害福祉課

1 はじめに

発達障害のある人の支援は、近年行政の重要課題として認識されてきており、国、県、市町村で様々な取組が行われている。しかし、有効な支援手法や系統だった施策が確立されているわけではなく、ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人の地域生活支援の担い手として期待される市町村においては、取組に困惑し、あるいは、その度合いにも差が見受けられる。

発達障害のある人が地域で生き生きと暮らしていくためには、早期発見・早期療育とライフステージを通して一貫した支援が提供されることが重要であり、また、一般の住民の障害に対する正しい理解が欠かせない。このような視点から、本調査では、岡山県内の市町村における発達障害のある人の支援に係る体制の現状と課題認識を明らかにし、今後の市町村の体制整備の参考とするものである。

2 調査の概要

(1) 趣旨

市町村における発達障害のある人の支援体制の現状を把握、評価し、今後の体制整備の参考とするとともに、県による体制整備支援事業の効果的な実施を図る。

(2) 調査対象

県内全市町村（政令市を除く。対象数26団体）

(3) 調査方法

書面調査（26団体）及び訪問による聞き取り調査（10団体）

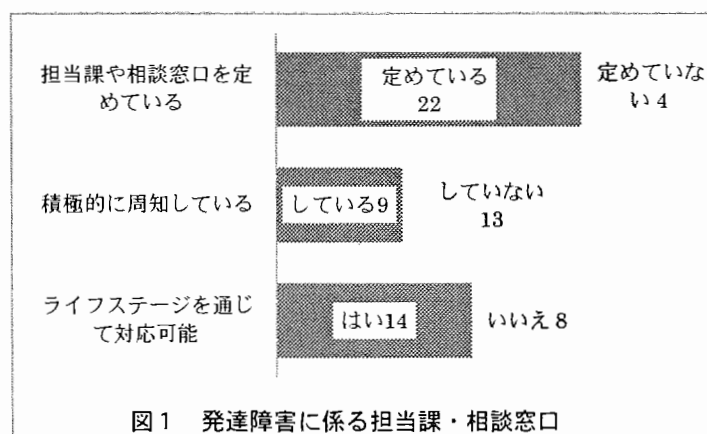
(4) 実施時期

平成21年6月～9月

3 調査結果の概要

(1) 担当課・相談窓口

発達障害について住民が相談等に訪れるとき、担当課や相談窓口が分かりやすく周知されていることが重要である。



- ・ 市町村では、発達障害を福祉、保健、教育のいずれか又は複数の課で担当している。
- ・ 保健部門では保健活動の延長として、教育部門では学校における支援が中心となっている。
- ・ 福祉部門の多くが相談支援の実務を指定相談支援事業者等に委託している。
- ・ 福祉部門を中心とした地域生活支援及びそのための部門間の積極的な連携が求められる。

(2) 相談機関・支援機関の把握、紹介

住民が適切な療育、相談支援等を受けるためには、これらの機関に関する情報が正確かつ豊富に提供されなければならない。市町村の取組とともに、相談・支援機関の充実と情報発信が求められている。

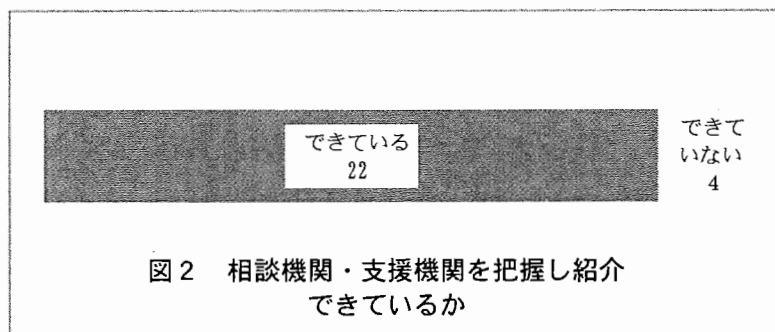


表1 紹介している相談・支援機関（例）

年齢段階	紹介先
乳幼児期	県保健所（総合相談）、療育機関、児童相談所
学齢期	児童相談所、特別支援学校の巡回相談、総合教育センター
成人期	相談支援事業所

- ・ 多くの団体が外部の専門的な相談・支援機関による支援の必要性を感じている。
- ・ 一方で、専門の相談支援機関や療育機関、専門的な人材の不足及びこれらに関する情報の少なさを感じている。

(3) 啓発・理解促進

地域や学校での支援が円滑に進められるためには、一般住民に発達障害について正しく理解されることが重要であり、市町村においても、その必要性が広く認識されている。

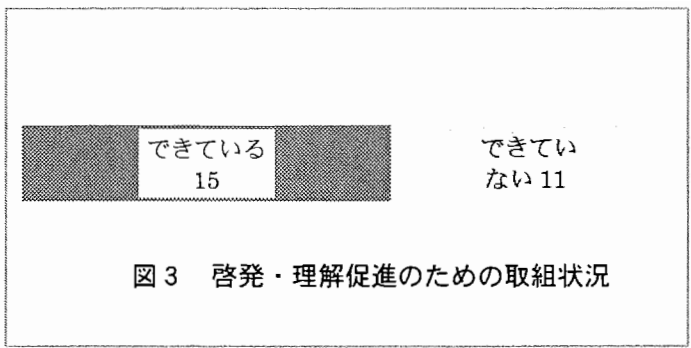


図3 啓発・理解促進のための取組状況

表2 啓発・理解促進の具体的な取組(例)

取組の内容	団体数
フォーラム、研修会、講演会等	13
パンフレット、チラシ等啓発資材の配布	4
広報紙等の活用	3
その他	4

- ・ 啓発事業を行っている団体の大半（13 団体／15 団体）が対象者を特定しない講演会、研修会を行っているが、県（教育委員会を含む。）、学術研究機関、支援者団体等でも数多く実施している。
- ・ 広く住民一般の理解を得ることが課題となっているが、講演会等において直接訴えかける相手は、支援者や関心のある人など、限られた人となりがちである。
- ・ 市町村の役割として、親の会との連携、保育所・小中学校における活動、出前講座など、より住民の身近でターゲットを絞った理解促進の活動が望まれる。

(4) 検討会議

ライフステージを通じた効果的な支援を行うためには、関係する部門が連携して検討、協議を行うことが必要である。市町村においても組織として体制整備されていることが望ましい。

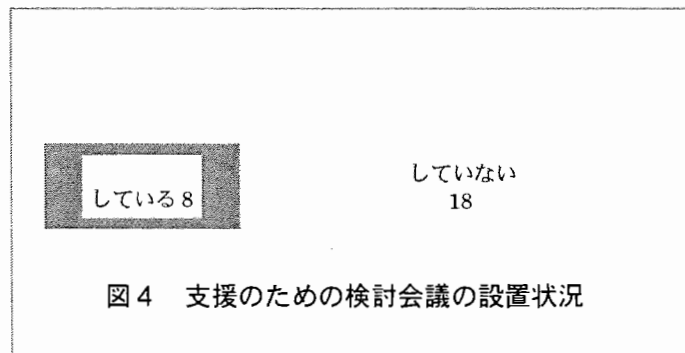


図4 支援のための検討会議の設置状況

表3 検討会議の構成員（例）

大学等の研究者 医療、保健、保育、療育等担当者 教育機関、療育機関、社会福祉施設 保護者 自立支援協議会 児童相談所、県民局

表4 検討会議における具体的取組

取組の内容	団体数
情報交換、事例検討、発達障害に係る取組の検討	4
啓発資料作成、研修会の開催	2
療育や医療に繋げるまでの仕組みづくり	1
特別支援教育へのスムーズな移行	1
保護者の精神的なフォロー	1
困り感解消のための支援	1
個別支援計画の統一様式の検討	1

- ・ 検討会議を設置している全市町村で、保健、福祉だけでなく医療、教育、労働等関係機関を加えて構成している。
- ・ 検討会議において、支援体制づくりを検討しているのは4団体に止まっている。
- ・ 他市町村と共同設置の自立支援協議会を活用している団体では、個々の構成市町村固有の実情などを話し合うため、市町村単位での検討・協議の必要性を感じている。

(5) 早期発見

発達障害の支援で重要なことの1つが適切な療育を受けられるよう早期に障害を発見することであり、全ての市町村で取り組まれている。

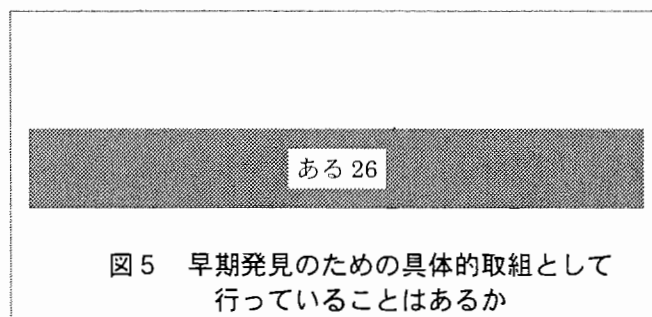


表 5 早期発見に関する具体的取組

取組の内容	団体数
健診、専門職による診断	26
要観察児教室、子育て相談	26
医療機関、療育機関の紹介	26
巡回相談	2
託児所、幼稚園との日常的情報交換	2

表 6 早期発見の取組での他機関との連携

連携の相手方	団体数
保育所、幼稚園、学校等	9
保健所	8
社会福祉法人	6
療育機関	3
民間事業者	2
児童相談所	1

表 7 早期発見の取組に係る課題

課題と感じている事柄	団体数
保護者の認識と理解を促すこと及びそれに応じた支援方法の検討	9
専門職員、支援体制の確保	7
適切な診断や相談できる医療機関が少ない	4
発達過程に沿った適切な障害の見極め	3
保育所、幼稚園による対応の格差	1

- ・ 全ての市町村が、乳幼児健診を早期発見の機会と位置づけている。
- ・ 多くの市町村が専門職員の確保を外部の専門機関などからの派遣に頼っており、人材の確保が大きな課題となっている。
- ・ 専門的な支援機関として県保健所、児童相談所に対して期待が寄せられている。

(6) 早期療育

障害の発見から適切な療育へ円滑に導くことも重要である。

ある 26

図6 早期療育のための具体的取組として行っていることはあるか

表8 早期療育に関する具体的取組

取組の内容	団体数
通園事業、児童デイサービス、親子教室等	24
保育所、幼稚園での支援	4
保育所、幼稚園へのコーディネーター派遣、巡回相談	2
その他	2

表9 早期療育の取組での他機関との連携

連携の相手方	団体数
療育機関	11
保育所・幼稚園などの直営の支援機関	5
保健所	2
その他	3

表10 早期療育の取組に係る課題

課題と感じている事柄	団体数
保護者の認識と理解を促すこと及びそれに応じた支援方法の検討	9
スタッフの充実、対象者数増加への対応	5
療育機関が少ない	4
支援に関わる機関の理解や連携	2
その他	3

- ・ 療育のための事業として通園事業やデイサービス等通所型のサービスが用意されているものの、大半の市町村で、これらサービスや医療機関等専門的な機関の紹介に止まっている。
- ・ 多くの市町村が、早期発見から療育に導く上での課題として、保護者の障害に対する受容及び専門職員の確保を挙げている。

(7) 個別支援計画

ライフステージを通じた中長期的な視点に立った個別支援計画を作成し、これに基づいた一貫した支援が行える体制づくりが望ましいが、多角的な検討が行える体制や中核となる人材の確保が必要である。

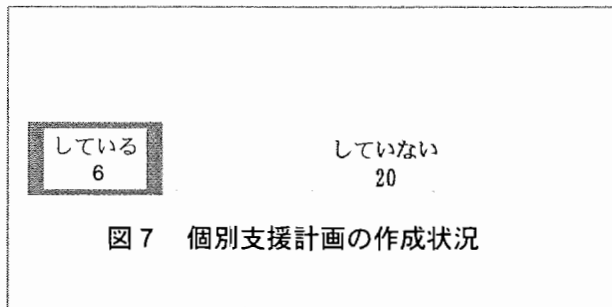


図7 個別支援計画の作成状況

- ・ 発達障害者支援コーディネーター設置団体) 以外で個別支援計画を作成しているのは、1市のみである。
- ・ 個別支援計画についての定義や様式は示されていない。このため、市町村において必要性の認識が進んでいない。
- ・ 作成している団体においても、ライフステージごとに作成者や関わる機関が異なっており、相互の計画間に一貫性がないとの課題認識がある。

(8) 地域自立支援協議会

発達障害のある人の総合的な相談支援や地域生活支援が円滑に行われるよう協議する場として、地域の自立支援協議会に期待が寄せられている。

岡山県では全市町村に地域自立支援協議会が設置されているが、その活動状況は一様ではない。

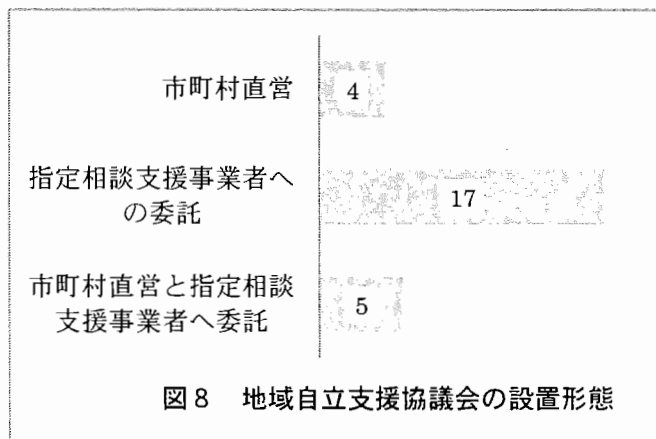


図8 地域自立支援協議会の設置形態

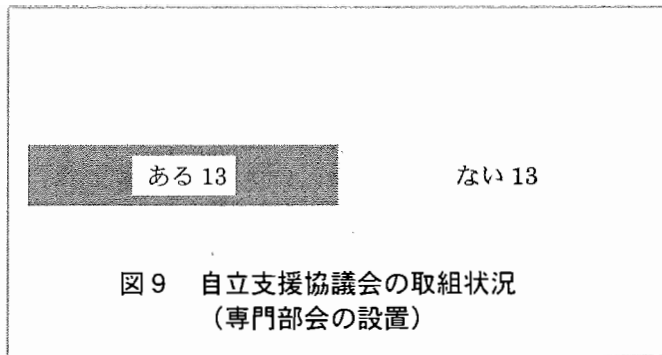


表11 自立支援協議会の部会の構成員(例)

大学等の研究者 医療、保健、保育、療育等担当者 教育機関、療育機関、社会福祉施設 保護者、親の会 発達障害支援コーディネーター 児童相談所、保健所、県民局
--

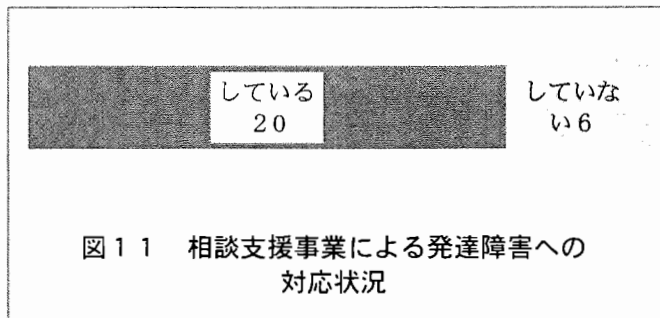
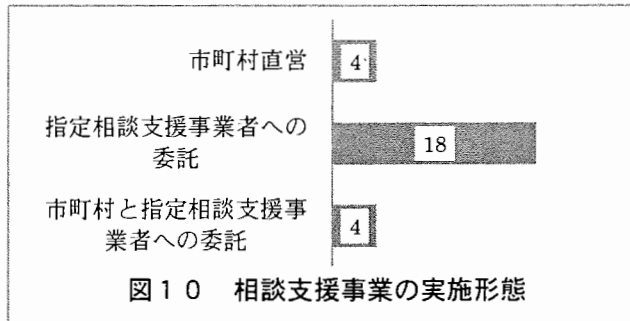
表12 自立支援協議会における具体的取組

取組の内容	団体数
フォーラム、研修会等の企画、開催	8
個別ケースの支援の検討	5
保護者への支援	3
関係機関の連携の検討	2
住民理解促進の検討	2
その他	3

- ・ 自立支援協議会は、発達障害のある人の地域生活支援について協議する場となることを期待されているものの、現在協議されている内容は、当面する個別の相談支援に止まり、ライフステージを通じた支援には至っていない。
- ・ また、一貫した支援の仕組みについて検討している自立支援協議会は少ない。

(9) 相談支援事業

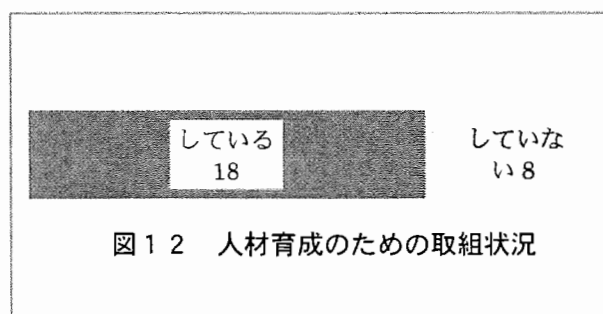
自立支援協議会とともに、地域生活を支える仕組みとして相談支援事業の活用が期待されるが、元来、発達障害を念頭に用意されたものではない。



- ・ 障害者相談支援事業の多くが委託により実施されており、市町村では事業者を紹介するのみで、相談支援の実態把握が十分ではない。
- ・ 市町村の課題認識として、発達障害に適した福祉サービスが不十分であることや居場所の不足等から、相談支援が生活支援に繋りにくいと危惧している。
- ・ 発達障害に対応できる相談支援員やコーディネーターの必要を感じている。

(10) 人材育成

これまで発達障害に関する専門知識をもって採用された職員は数少ない。市町村にとって支援体制の担い手となる人材の確保は喫緊の課題である。



- ・ 人材育成に取り組んでいる18団体中16団体が対象者を保健師、保育士としている。市町村では、早期発見から療育の実施に施策の重点を置いており即戦力を求めている。
- ・ 一方、総合的な支援を担うコーディネーターや相談支援員の育成は、ほとんどなされていない。

- ・ 人材育成の方法としては、外部の機関が実施する研修等に頼っており、市町村内部には講師、指導者、アドバイザーがいない。
- ・ 保育士の現任者等は、研修への参加機会に限られることや人事異動があるため、研修成果の伝承、普遍化が課題となっている。

(11) その他の取組

その他、発達障害に関する事業として10団体が取組を行っている。

表13 その他の取組の内容

取組の内容	団体数
支援コーディネーターの配置（県補助事業）	6
親の会とのネットワークづくり	5
特別支援推進協議会	1
児童デイサービス（直営）	1
心理士による定期訪問	1

4 まとめ

(1) 市町村における支援体制の現状

- ・ 保健、福祉、教育の各部門で取り組んでいるが、部門間相互の連携がなされていない。
- ・ 具体的な支援は、療育等の専門機関、自立支援協議会、指定相談事業者等に頼っている現状がある。
- ・ 発達障害のある人への支援を担える人材は絶対的に不足している状況の中で、保健師、保育士等業務の上で支援に当たる可能性のある職員に専門的な知識の習得が求められている。
- ・ 総合的なコーディネートを行える人材が不足している。

(2) 市町村の課題認識

- ・ いずれの市町村でも発達障害について今日的な行政の課題との認識度は高い。
- ・ 一方、その課題認識は、行政の各部門内に止まっており、部門間での協議や検討を行う場の必要性を感じている。
- ・ 保健活動、保育の場での早期発見及びこれを療育に繋げること、教育現場での支援に施策の重点が置かれている。
- ・ 発達障害のある人への支援に関して、住民に身近な市町村が地域生活支援の主役になるべきであるという認識が十分に共有されていない。

(3) 今後の市町村支援の方向性（県の役割）

- ・ 地域生活支援の視点から総合的な支援ができる体制づくりについて助言する。
この場合において、行政（役所）内部の連携強化、自立支援協議会の活用、新たな検討組織づくりなど多様な選択肢を用意し、当該市町村に適した方法が選択できるようにする。
- ・ 支援体制の中核を担う人材の育成又はこれをサポートする。
- ・ 当面、市町村が即戦力として期待している保健師、保育士のスキルアップを支援する。
- ・ 一般的な啓発については、重複等を避け、ターゲットを絞った効果的な事業実施が図れるよう役割分担の視点をもって協働する。

岡 山 県

新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年11月

目 次

《総 論》		頁
新型インフルエンザ対策の背景		1
流行規模の想定		3
基本的な考え方		4
	対策の基本方針	4
	県の役割	4
	段階の設定	5
	計画の項目	8
《各 論》		
【前段階】 未発生期		
	実施体制と情報収集	1 1
	サーベイランス	1 1
	予防・まん延防止	1 2
	ワクチン	1 3
	医療	1 4
	抗インフルエンザウイルス薬	1 6
	情報提供・共有	1 6
	社会・経済機能の維持	1 7
【第一段階】 海外発生期		
	実施体制と情報収集	1 8
	サーベイランス	1 8
	予防・まん延防止	1 9
	ワクチン	2 0
	医療	2 0
	抗インフルエンザウイルス薬	2 1
	情報提供・共有	2 1
	社会・経済機能の維持	2 1
【第二段階】 国内発生早期		
	実施体制と情報収集	2 2
	サーベイランス	2 2
	予防・まん延防止	2 2
	ワクチン	2 3
	医療	2 4
	抗インフルエンザウイルス薬	2 5
	情報提供・共有	2 5
	社会・経済機能の維持	2 5

【第三段階】 感染拡大期／まん延期／回復期		頁
	実施体制と情報収集	26
	サーベイランス	26
	予防・まん延防止	26
	ワクチン	27
	医療	28
	抗インフルエンザウイルス薬	29
	情報提供・共有	29
	社会・経済機能の維持	29
【第四段階】 小康期		
	実施体制と情報収集	31
	サーベイランス	31
	予防・まん延防止	31
	ワクチン	32
	医療	32
	抗インフルエンザウイルス薬	32
	情報提供・共有	32
	社会・経済機能の維持	33

< 総論 >

新型インフルエンザ対策の背景

A型インフルエンザウイルスが毎年のように流行を引き起こすのは、感染に関するウイルス表面にある抗原の一部が少しずつ変化することによるものとされているが、こうした連続した小さな変異とは異なり、異なるタイプのインフルエンザウイルスの遺伝子が組み換えを起こすこと等により、これまでとは大きく異なる抗原性を持つウイルスができると、それに対して人体は免疫力がなく、世界的な大流行となる。これが新型インフルエンザである。

新型インフルエンザは、過去に、数年から数十年に1度の割合で出現しており、1918年のスペインインフルエンザ、1957年のアジアインフルエンザ、1968年の香港インフルエンザ、1977年のソ連インフルエンザ、2009年の豚由来のインフルエンザ（A/H1N1）がこれに当たる。

例えば、スペインインフルエンザが大流行した当時と比較すると、現在の医療供給体制は、質・量ともに大幅に改善されており、公衆衛生も向上しているが、一方で、人口増加と高齢化、都市への人口集中や高速移動手段の発達などにより、いったん出現した新型インフルエンザは、より短期間で世界全体へ波及し、あらかじめ適切な備えをしていない場合、特に、この新型インフルエンザが強毒型の場合は、大規模な健康被害が生じる可能性がある。また、単なる保健・医療上の問題にとどまらず、社会・経済機能を維持することへの支障や大きな社会不安を引き起こしかねず、社会全体の問題となることが予想される。

ベトナムやタイなどの東南アジア諸国における高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例や死亡事例は、新型インフルエンザウイルスの発生を懸念させるものであり、その可能性が高まっているとしてWHOも警告を発している。

国は、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する具体的な対応策を定めたが、その後の科学的知見の蓄積や平成20年4月の感染症法の改正を踏まえ、平成21年2月にこれを抜本的に改定している。

本県では、平成17年12月に「岡山県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザの流行時において、公衆衛生的な介入により、感染の拡大を最小限にとどめるための具体的な対応策を定めているが、今般の

国の行動計画の改定、また、この度の新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、抜本的に見直し、本県の行動計画を改定するものである。

新型インフルエンザウイルスの病原性は、弱毒性から強毒性まで、様々なものが想定されており、そのすべてのケースについて、具体的な対応策を行動計画に位置付けるのは困難である。このため、本行動計画は、強毒型を想定したものとしているが、計画の実施に当たっては、実際に発生する新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等から予想される被害の大きさに応じて対策を緩和するなど、柔軟に対応することとする。

流行規模の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであるが、本計画では、国の行動計画における全人口の25%が罹患するという想定を基にして、次のとおり推計した。

推計に当たり、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮していない。

		重 度	中 等 度
受診者数	全 国	2,500万人	1,300万人
	岡山県	38万7千人	20万6千人
入院患者数	全 国	200万人	53万人
	岡山県	3万1千人	8千人
死亡者数	全 国	64万人	17万人
	岡山県	1万人	2千人

想定流行規模での社会・経済的な影響としては、流行段階や業態により異なるが、従業員本人やその家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、県民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、あらゆる面で様々な影響が出ることが予想される。

基本的な考え方

《対策の基本方針》

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

ひとたび国内で発生すれば、感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済にも計り知れない影響を及ぼすおそれがある。このため、新型インフルエンザ対策を健康危機管理対策としてのみならず、社会全体に関わる危機管理対策として位置づけ、次の2点を主たる目的として、対策を講じていくこととする。

- I 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- II 最低限の県民生活が維持できるよう必要な社会・経済機能を保持する。

また、新型インフルエンザの感染拡大の防止には、県民一人ひとりの咳エチケットの励行や体調不良時の出社・登校の自粛、医療機関やライフライン事業者を始め、すべての事業者による必要な事業の継続や不要不急の事業の自粛に向けた検討と準備が大変重要である。

《県の役割》

新型インフルエンザ対策を推進するに当たっては、行政、民間事業者、県民がそれぞれその役割を認識し、責任をもってその役割を担うことが必要である。県として担うべき役割は、次のとおりである。

- ① 新型インフルエンザの発生の状況に応じ、適切に外来・入院治療ができる医療体制を確保すること。
- ② 住民の生活支援等の役割を担う市町村を支援すること。
- ③ 感染拡大防止等のため県全体として取り組むべき対応策等についての調整を行うこと。
- ④ 国や他の都道府県との間での情報の共有や対応策の調整を行うこと。
- ⑤ 患者発生の状況、病原性、感染力、感染拡大防止対策、医療提供体制等を、県民に周知すること。

《段階の設定》

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

この計画においては、国の行動計画と整合を図り、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミック期を経て、小康状態に至るまでを、次のとおり5段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

なお、第三段階における小分類（感染拡大期、まん延期、回復期）の移行については、本県における状況を踏まえ、国と協議した上で、本県の新型インフルエンザ対策本部において決定、公表するものとする。

発生段階	状 態	フェーズとの対応
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	フェーズ1, 2A, 2B, 3A, 3B,
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ4A, 5A, 6A
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ4B
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた段階	フェーズ5B, 6B
	感染拡大期 県内で、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
	まん延期 県内で、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
回復期 県内で、ピークを越えたと判断できる状態		
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	後パンデミック期

※フェーズの「A」は国内非発生、「B」は国内発生

また、各発生段階における対策の目的と主な対策の概要は次のとおりとする。
 なお、各段階での対策は、次の段階に移行していくことを念頭に、状況に応じた柔軟な対応を行うこととする。

【前段階】 未発生期
目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国との連携の下、情報収集に努める。
主な対策
<ol style="list-style-type: none"> 1) 行政機関及び事業者等は、事業継続計画等を策定する。 2) 感染拡大防止等のリスクコミュニケーション（情報提供・共有）を図る。 3) 発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。 4) プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を整備する。 5) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。 6) 医療体制等の整備を行う。 7) 国との連携を図り、新型インフルエンザの発生状況及び調査研究に係る情報収集を行う。

【第一段階】 海外発生期
目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) ウイルスの国内進入をできるだけ阻止する。 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国との連携の下、情報収集に努める。 2) リスクコミュニケーションを強化する。 3) 検疫所と連携し、発生国、感染地域からの入国者に対する健康観察等を行う。 4) 国内発生に備え、サーベイランスの強化や医療体制の整備を進める。 5) プレパンデミックワクチン接種が適切であるとされた場合には、医療従事者や社会機能維持に関わる者等に対する接種を開始する。 6) 相談窓口の設置により、病原性、感染力、感染拡大防止策、医療提供体制等、県民への情報提供を行う。 7) 事業者に対し、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備を行うよう要請する。

【第二段階】 国内発生早期
目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
主な対策
<ol style="list-style-type: none"> 1) 患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置を行う。

- 2) 積極的疫学調査を行い、接触者に対しては外出自粛を要請した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び健康観察を行う。
- 3) 感染拡大防止対策を周知徹底するとともに、発生した地域において、学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請等の公衆衛生対策を実施する。
- 4) 事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染拡大防止対策の徹底を要請する。
- 5) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

【第三段階】 感染拡大期／まん延期／回復期

目的

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

主な対策

- 1) 住民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。
- 2) プレパンデミックワクチンの接種を開始する。
- 3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性の有無を検討する。

感染拡大期

- 1) 公衆衛生対策を継続して行う。
- 2) 感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関での感染拡大を抑制しながら、患者に対し、感染症指定医療機関等への入院措置を行う。

まん延期

- 1) 公衆衛生対策を継続して行う。
- 2) 医療機関における感染の可能性を少なくするため、軽症者は原則として自宅療養とし、電話再診による抗インフルエンザウイルス薬のFAX処方等を実施する。
- 3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の効果及び備蓄量を踏まえ、予防投与の対象を縮小する。
- 4) 重症者については、原則としてすべての入院医療機関で受け入れて治療する。
- 5) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。

回復期

- 1) 公衆衛生対策を段階的に縮小する。

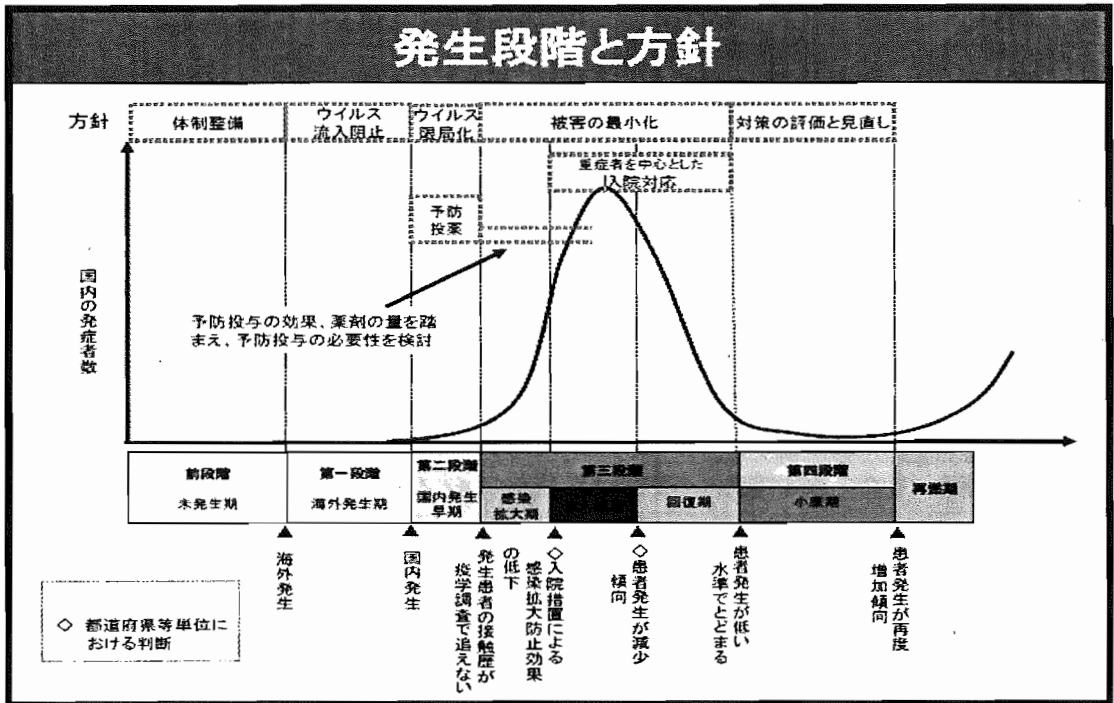
【第四段階】 小康期

目的

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

主な対策

- 1) 第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行に備えた対策を検討し、実施する。
- 2) 不足している資器材、医薬品等の調達及び再備蓄を行う。



《計画の項目》

本計画では、次の6項目について、次の視点で具体的な活動について明記することとし、各項目について、それぞれ発生段階ごとに講じる具体的な内容を次のとおりとする。

①実施体制と情報収集

新型インフルエンザは、県民の生命・健康に甚大な被害を与え、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されるため、県全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、公衆衛生部門と危機管理部門が、一丸となって取り組む必要がある。県庁内に知事を本部長とする対策本部を開催し、組織全体として、情報や危機管理に対する認識を共有し、一体となって取り組むこととする。

対策本部の決定に基づき、各部局が健康被害の最小化と感染拡大の防止に向けて必要な措置を講じるとともに、県民生活の維持のために必要な業務を継続することとする。

発生前においても、各部局は、市町村等の関係機関との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めるほか、情報収集に努めるものとする。

②サーベイランス

新型インフルエンザ対策を速やかに実施するためには、その発生を早期に察知し、拡大状況、当該感染症の特徴を把握することが必要である。このため、国や他の都道府県と連携し、サーベイランス体制を早期に確立することが重要である。

具体的には、家きん、豚等におけるサーベイランス、感染症発生動向調査による患者発生の動向把握、インフルエンザ関連死亡者数の把握、疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス等の実施により、常時の監視体制を確立する。

③予防・感染拡大防止

新型インフルエンザの予防及び感染拡大防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持するために重要である。

このため、予防対策として、個人単位での予防対策を徹底するための啓発を強化するほか、発生状況に応じた情報の提供を進める。

また、発生した場合の感染拡大防止対策として、患者を入院治療させること等により新たな感染経路を絶つとともに、積極的疫学調査を実施し、接触者に対する健康観察等の適切な対応を行う。あわせて、学校、福祉施設等での感染拡大を防ぐための臨時休業等の実施を検討する。

さらに、外出や集会の自粛要請等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会活動における接触の機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

加えて、医療従事者や社会・経済機能の維持に携わる者等に対するプレパンデミックワクチンの接種についても検討するとともに、こうしたプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種を円滑に行うため、事前に接種の対象者や順位、接種体制等を明らかにしておく。

④医療

医療機関は、新型インフルエンザの発生に備え、院内感染対策、診療維持のための計画策定等を進める必要がある。また、新型インフルエンザの想定流行規模に応じた医療ニーズに対応できるよう、各医療機関の役割分担等を含めた、効率的・効果的な医療提供体制を構築しておく必要がある。

また、発生段階に応じ、患者への対応方針を入院治療から在宅療養へと変更していく必要があることから、こうした措置に円滑に移行できるよう、医療機関の体制やその支援措置を整備しておく必要がある。

抗インフルエンザウイルス薬については、想定流行規模に応じた必要量の備蓄を行うほか、発生段階に応じ、市場での流通状況等を踏まえ、備蓄

薬の放出等の流通調整を行う。

⑤情報提供・共有

新型インフルエンザに関する情報については、国との連携の下、日頃から最新情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、感染防止やパニック防止の観点から、積極的に、関係機関をはじめ県民へ情報提供を行い、情報を共有していく必要がある。

新型インフルエンザの発生状況や対応状況等の情報提供は、リスクコミュニケーションの考え方に沿って理解しやすい内容で行うよう努めることとする。

⑥社会・経済機能の維持

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、従業員本人やその家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の県民生活を維持することも困難になるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ発生時においても、最低限の社会・経済機能が維持されるよう、県や市町村はもちろん、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

具体的には、各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要事業の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。

特に、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に対しては、事業の継続が社会的に求められるため、ワクチンの先行接種等、事業を継続するための必要な支援を行う。また、県や市町村においても、最低限の県民生活を維持するために必要な行政サービスを継続するための業務継続計画の策定を進める。

< 各 論 >

<p>前段階 未発生期 (新型インフルエンザが発生していない状態)</p>
<p>目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国との連携の下、情報収集に努める。</p>

実施体制と情報収集

【国・市町村との連携強化と体制の整備】

- ・ 行動計画に基づき、庁内体制を整備するとともに、職員の欠勤や新型インフルエンザ対策への動員に対応しつつも、県民の生活を維持するための最小限の事業を継続できるよう、発生時に備えた事業継続計画の策定等を進める。
- ・ 市町村における行動計画、事業継続計画等の策定、新型インフルエンザ対策に携わる医療機関の役割分担や連携体制の構築を支援する。
- ・ 保健所を設置する市と自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等との連携を進める。
- ・ 市町村や関係機関等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、訓練を実施する。

【情報収集】

- ・ 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

サーベイランス

【家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】

- ・ 家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。

【季節性インフルエンザに対するサーベイランス】

- ・ 季節性インフルエンザについて、84の医療機関（指定届出機関）における患者発生の変向を週ごとに把握するとともに、7医療機関において、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。

- ・ インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数を把握する。

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 二類感染症である「鳥インフルエンザ（H5N1）」や四類感染症に分類される「その他の鳥インフルエンザ」の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。
- ・ 県内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID（感染症サーベイランスシステム）疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。
- ・ ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。

【新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス】

- ・ 新型インフルエンザ発生時から、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランスを速やかに開始できるよう、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システムの対象医療機関を選定し登録する。

予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供等】

- ・ 県内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国・感染地域に留学している在籍者に感染予防について周知徹底するよう、要請する。
- ・ 新型インフルエンザが発生した際の対応について、あらかじめ検討を進める。

【家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】

（県内での発生予防）

- ・ 県内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資器材（インフルエンザ迅速診断キット、マスク等）を確保する。
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。

(県内で発生した場合の対応)

- ・ 家きん飼養者等へ、感染家きん等への防疫措置（感染家きん等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行うことにより、感染拡大を防止する。
- ・ 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援及び要請を行う。
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(輸入動物対策)

- ・ 輸入された鳥が、県内において感染鳥であったことが判明した場合には、追跡調査等を実施する。必要に応じて殺処分等の措置を行う。

【人への鳥・新型インフルエンザの感染防止策】

(水際対策)

- ・ 検疫法（昭和第26年法律第201号）に基づいて検疫所が行う診察、健康監視等の水際対策に協力する。

(国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応)

- ・ 国等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を依頼する。
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等の依頼を行う。

【感染予防策の周知】

- ・ 咳エチケットをはじめ、個人でできる感染予防策について、広く県民に周知する。

ワクチン

【プレパンデミックワクチンの事前接種】

- ・ プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する評価等に基づき、医療従事者及び社会・経済機能の維持に携わる者に対し、プレパンデミックワク

チンを新型インフルエンザの発生前に接種することについて検討を行う。

さらに、安全性等の評価を踏まえ、プレパンデミックワクチンの接種を段階的に拡大していくことについても検討を行う。

【接種体制の構築】

- ・ 市町村や医療機関、専門家等と協力して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。
- ・ ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国や業界団体の協力を得て、接種の対象者や順位を明らかにする。
 - プレパンデミックワクチンの接種の対象となる医療従事者及び社会・経済機能の維持に携わる者等の具体的な範囲や接種順位を検討する。
 - プレパンデミックワクチンの接種が必要な者の数を把握する。
 - 全県民を対象としたパンデミックワクチンの接種順位を検討する。

医療

【地域医療体制の整備】

- ・ 原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・ 発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等（感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等）、入院対応医療機関の整備を進める。

【まん延期の医療の確保】

- ・ 第三段階のまん延期に備え、次の点について検討する。
 - すべての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請すること。また、医療機関における使用可能な病床数を試算すること。
 - 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（公立病院、日赤病院、済生会病院、国立病院、国立大学附属病院、労災病

院等)で入院患者を優先的に受け入れること。

- 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に、公共施設等で医療を提供すること。
 - 地域の医療機能維持の観点から、積極的には新型インフルエンザ患者に対応せず、透析医療や産科医療等の常に必要とされる医療を主に行う医療機関を設定すること。
 - 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法。
- ・ 第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請する。

【ガイドラインの周知、研修等】

- ・ 新型インフルエンザの診断・治療、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドライン等を、医療機関に周知する。
- ・ 医療関係者等に対し、国内発生を想定した研修を行う。

【医療資器材の整備】

- ・ 県並びに保健所を設置する市、医療機関等は、第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)を、あらかじめ備蓄・整備する。

【検査体制の整備】

- ・ 環境保健センターにおいて、新型インフルエンザに対するPCR検査が実施できる体制を整備する。

【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】

- ・ 感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、陰圧病床の使用等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ・ 患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。

- ・ 感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）について、入院等の措置を講じる。
- ・ 積極的疫学調査を実施するとともに、接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。

抗インフルエンザウイルス薬

【科学的知見の収集・分析】

- ・ 国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性について情報収集を行う。

【備蓄】

- ・ 最新の医学的な知見等を踏まえ、県民の45％に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。
- ・ 新たに開発されている抗インフルエンザウイルス薬についても、情報収集を行う。

【流通体制の整備】

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関（企業内診療施設を含む。）や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。

情報提供・共有

【情報提供体制の構築】

- ・ 国や市町村、医療関係者等とメールや電話等を利用して緊急に情報を共有できるシステムを構築する。
- ・ 新型インフルエンザの発生段階ごとの県民への情報提供の内容や、広報媒体の検討、準備を行う。

- ・ 市町村や関係団体のウェブサイト、Q & Aの作成、各種広報等を通じ、新型インフルエンザ対策に関する情報提供をリスクコミュニケーションの考え方に沿って、理解しやすい内容で行う。

【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】

- ・ 県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国や近隣自治体に連絡するとともに、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

社会・経済機能の維持

【事業継続計画の策定促進】

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要事業の継続や不要不急の事業の縮小について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう要請する。

【社会的弱者への生活支援】

- ・ 市町村に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともに、その具体的手続を検討するよう要請する。

【火葬能力等の把握】

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握するとともに、死亡者が増加した場合の対応について検討を行う。

第一段階 海外発生期

(海外で新型インフルエンザが発生した状態)

目的：

- 1) ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

実施体制と情報収集

【県の体制強化】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、危機管理部局等関係部局と緊急協議を行い、速やかに対策会議を開催し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、県の初動対処方針について協議・決定する。
- ・ WHOがフェーズ4の宣言を行い、国が新型インフルエンザ対策本部を設置した場合には、速やかに、知事及びすべての部局長からなる新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、初動対処方針について協議・決定する。

【情報収集】

- ・ 新型インフルエンザの発生状況等について、厚生労働省等信頼できる情報源から情報を収集する。

サーベイランス

【疑い症例調査支援システムによるサーベイランス等】

- ・ 引き続き、疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを実施する。

【新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス】

- ・ 感染のみられた集団を早期発見するため、アウトブレイクサーベイランスを開始する。
- ・ 症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。

【予防接種副反応迅速把握システム】

- ・ プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。

予防・まん延防止

【感染症危険情報の発出等】

- ・ 事業者に対し、発生国・感染地域への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。

【水際対策】

（検疫体制の強化）

- ・ 本県に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所、その他関係機関との連携を強化する。
- ・ 検疫体制の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等の要請を行う。

（水際対策関係者の感染防止策）

- ・ 水際対策関係者について、プレパンデミックワクチンの接種のほか、个人防护具の着用、感染曝露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の感染防止策を講じる。

【在外邦人支援】

- ・ 県内の各学校等に対し、新型インフルエンザの発生国・感染地域に留学している在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。

ワクチン

【接種方針】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ 医療従事者及び社会・経済機能の維持に携わる者等を対象に、あらかじめ定めた優先順位に従って、本人の同意を得て接種を開始する。

(パンデミックワクチン)

- ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、あらかじめ定めた優先順位に従って接種を開始する。

【モニタリング】

- ・ プレパンデミックワクチンの接種開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、有効性や、副反応に関する情報の収集を行う。

医療

【新型インフルエンザの症例定義】

- ・ 新型インフルエンザの症例定義を関係機関に周知する。

【発熱相談センターの設置】

- ・ 県内各保健所及び本庁に、発熱相談センターを設置する。
※発熱相談センターの運営については、別に定める。

【発熱外来の開設等】

- ・ 新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を感染症指定医療機関等に開設する。
- ・ 新型インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）を隔離するための入院対応医療機関を確保する。

抗インフルエンザウイルス薬

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

- ・ 県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・ 医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 厚生労働省等からの海外での発生状況等の情報を提供し、関係者間で共有するとともに、県民への注意喚起を行う。

【相談窓口の設置】

- ・ 市町村に、厚生労働省から配布されるQ & A等情報提供を行い、住民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口の設置を要請する。

社会・経済機能の維持

【事業者への対応】

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策、事業の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

第二段階 国内発生早期

(国内で新型インフルエンザが発生した状態)

目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。

実施体制と情報収集

【実施体制】

- ・ 新型インフルエンザ対策本部において、県内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を決定する。
- ・ 国内の発生状況をリアルタイムで把握し、県民に対し、発生状況を情報提供する。
- ・ 積極的疫学調査の実施に関し、厚生労働省等との連携を図る。必要に応じ、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を依頼する。
- ・ 県内発生時には、全庁的な対応体制を確立する。

【情報収集】

- ・ 国内での発生状況を、厚生労働省等を通じて収集する。

サーベイランス

- ・ 疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システムを継続する。
- ・ 新型インフルエンザの国内発生とともに、臨床情報共有システムを開始する。

予防・まん延防止

【水際対策】

- ・ 第一段階の対策を継続する。

【国内での感染拡大防止】

- ・ 医療機関等に対し、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者又は医療従事者であって十分な防御なく曝露した者への、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・ 県内発生の場合、市町村や業界団体等を通じて、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行う。
 - 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。
 - 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。
 - 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - 住民、事業者、福祉施設の設置者等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。また、事業者に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。
 - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講じるよう要請する。
- ・ 離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、地域封じ込め実施の可否について検討し判断する。

ワクチン

【プレパンデミックワクチン】

- ・ 引き続き、プレパンデミックワクチンの医療従事者及び社会・経済機能の維持に携わる者等に対する接種を行う。

【パンデミックワクチン】

- ・ 製造され次第、あらかじめ定めた優先順位に従って接種を開始する。

【モニタリング】

- ・ ワクチンの接種実施モニタリングを行うとともに、有効性や、副反応に関する情報の収集を行う。

【発熱外来等の整備】

- ・ 感染症指定医療機関以外の、発熱外来、入院対応医療機関については、順次開設を要請していくこととする。
- ・ なお、発熱外来については、概ね一市町村に一医療機関以上の確保を目標として整備するものとする。

【患者及び接触者への対応】

- ・ 新型インフルエンザの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型インフルエンザが疑われる場合には、感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。
- ・ 感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。
- ・ 検体を環境保健センターへ送付し、亜型の検査を行う。
- ・ 新型インフルエンザ患者の濃厚接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送し、診療を行う。

【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を警察本部に要請する。

抗インフルエンザウイルス薬

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 第三段階のまん延期の状況を予測し、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 国内・県内での発生状況や対策について、関係者間で共有するとともに、これらの情報を県民に周知し、感染拡大の防止に向けて注意喚起を行う。

【相談窓口の設置】

- ・ 引き続き市町村に、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を配布し、相談窓口の設置・運営を要請する。

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- ・ 県内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。
- ・ 社会・経済機能の維持に携わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを警察本部に要請する。

第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期

(国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態)

感染拡大期 / 県内で、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

まん延期 / 県内で、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

回復期 / 県内で、ピークを越えたと判断できる状態

目的：

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

実施体制と情報収集

- ・ 新型インフルエンザ対策本部で、県全体として感染拡大期・まん延期に入ったこと、感染のピークを超えたこと等を宣言するとともに、それぞれの段階に応じた対策の基本的対処方針を決定する。
- ・ 県内外の発生状況をリアルタイムで把握し、県民に対し、発生状況を情報提供する。

サーベイランス

- ・ 疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。
- ・ パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。
- ・ 引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。

予防・まん延防止

【水際対策】

- ・ 感染拡大に応じて、順次検疫支援を縮小する。

【国内での感染拡大防止】

- ・ 医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与

については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。

- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。
- ・ 市町村又は業界団体に対し、住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。
 - 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。
 - 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。
 - 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - 住民、事業者、福祉施設の設置者等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。また、事業者に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。
 - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講じるよう要請する。
- ・ 回復期には、上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。

ワクチン

【パンデミックワクチン】

- ・ 製造され次第、あらかじめ定めた優先順位に従って接種を開始する。
- ・ パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。

【モニタリング】

- ・ 引き続き、プレパンデミックワクチンの接種実施状況モニタリングを行うとともに、有効性や、副反応に関する情報の収集を行う。

医療

【患者への対応等】

(感染拡大期における対応)

- ・ 第二段階に引き続き、発熱外来の継続設置、感染症法に基づく患者の入院措置等を実施する。
- ・ 新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、感染拡大が認められた地域においては、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染拡大防止について必要な要請を行う。

(まん延期における対応)

- ・ 患者の入院措置を中止し、これに伴い、新型インフルエンザの患者の診療を積極的には行わないこととしている医療機関等を除き、原則としてすべての入院医療機関において新型インフルエンザの診療を行うとともに、入院治療は重症患者のみを対象とし、その他の患者については、在宅療養を基本とするよう、関係機関に周知する。
- ・ 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設の利用を検討する。
- ・ 医療機関における感染の可能性を少なくするため、軽症者は原則として在宅療養とし、電話再診による抗インフルエンザウイルス薬のFAX処方等を実施する。

(回復期における対応)

- ・ 二次医療圏内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。
- ・ 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、診療が継続されるように調整する。

【在宅患者への支援】

- ・ 市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。

【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・ 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を警察に要請する。

抗インフルエンザウイルス薬

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- ・ 県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が供給されているかどうかを確認し、市場の抗インフルエンザウイルス薬が枯渇した場合は県備蓄分を放出し、更に必要に応じ、国備蓄分の配分を要請する。
- ・ 医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。

情報提供・共有

- ・ 引き続き、第二段階の対策を実施する。

社会・経済機能の維持

【事業の縮小・継続】

- ・ 事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講じるよう要請する。
- ・ 社会・経済機能の維持に携わる事業者に対し、事業の継続を要請する。

【社会的弱者への支援】

- ・ 市町村に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 市町村に対し、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させるよう、要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、要請する。

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを警察に要請する。

第四段階 小康期

(患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

目的:

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

実施体制と情報収集

- ・ 新型インフルエンザ対策本部は、小康期に入ったことを宣言する。
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。
- ・ 海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。

サーベイランス

- ・ これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資器材の有効活用を図る。
- ・ 国内での発生状況が小康状態となった段階で、パンデミックサーベイランスを中止する。
- ・ 引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランス、臨床情報共有システムを実施する。

予防・まん延防止

【水際対策】

- ・ 海外での流行状況を踏まえつつ、渡航自粛等の広報や指導等を順次縮小する。

【国内での感染防止】

- ・ 各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行う。

ワクチン

【パンデミックワクチン】

- ・ 製造され次第、あらかじめ定めた優先順位に従って接種を開始する。
- ・ 引き続き、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。

【モニタリング】

- ・ モニタリングシステムに関する総合評価を行う。
- ・ 引き続き、接種症例を踏まえ、プレパンデミックワクチン等の安全性・有効性に関する評価を行う。

医療

【医療体制】

- ・ 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。
- ・ 地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を縮小・中止する。
- ・ 県及び医療機関は、不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

抗インフルエンザウイルス薬

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 引き続き、流行の第二波に備え、県民への情報提供と注意喚起を行う。
- ・ 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。

【相談窓口】

- ・ 状況を見ながら、市町村の相談窓口を縮小する。

社会・経済機能の維持

- ・ 社会・経済機能の維持に携わる事業者に対し、これまでの被害状況等の報告を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
- ・ 一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた事業を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。